

< 教育相談 >

教育相談活動の充実をめざした 連携の在り方

宮沢 章二

「こころはだれにも見えないが
「こころづかい」は見える

・それは 人に対する積極的な行為だから：

～ 同じように ～

思い」は見えないが
思いやり」はだれにも見える

・それも 人に対する積極的な行為なのだから：

あたたかい心が

あたたかい行為になり

やさしい思いが

やさしい行為になるとき



宮古島市立教育研究所 第一期研究教員

宮古島市立平良第一小学校 養護教諭 乾 麗子

目 次

主題設定の理由	1
研究目標	1
研究仮説	1
研究の構想図	2
研究内容	
1 理論研究	
(1) 教育相談の基本的な考え方	3
教育相談とは	3
教育相談の目的	3
教育相談の機能	3
教育相談の態様	4
教育相談における基本的姿勢	5
教育相談に役立つ技法・方法	6
(2) 連携の在り方	7
連携の必要性	7
連携の対象	7
ア 校内の連携	7
㊸ 担任との連携	7
㊹ 管理職との連携	8
イ 保護者との連携	8
ウ 関係機関との連携	8
(3) 事例研究について	8
事例研究とは	9
事例報告書の書き方について	9
2 実践研究	
(1) 宮古地区，幼・小・中・高・関係機関における「連携」の実態調査分析	10
宮古地区，幼・小・中・高におけるアンケート調査の結果と考察	10
宮古地区，関係機関におけるアンケート調査の結果と考察	17
総合考察	21
ア 児童生徒の態様別連絡先一覧表	21
イ 連携の流れ図	22
ウ 関係機関との連携上の留意点	24
エ 校内支援体制(サポート委員会)	25
(2) 本校事例研究の分析	26
保健室登校児童の事例	26
自傷行為のある児童の事例	29
児童Y・親の思い(手記)	31
(3) 児童生徒実態把握のためのチェック票	37
研究の成果と課題	
1 成果	38
2 課題	38
おわりに	38
<主な参考文献・引用文献>	39

教育相談活動の充実をめざした連携の在り方

宮古島市立平良第一小学校 養護教諭 乾 麗子

主題設定の理由

近年、核家族化や少子化、家庭や地域の子育て機能の低下、両親の離婚による父子・母子家庭の増加傾向等、子ども達を取り巻く生活環境は大きく変化し、それに伴って学校教育の場面においても様々な問題が生じてきている。児童生徒の暴力行為・非行・いじめ等のいわゆる問題行動や不登校、登校しぶり、引きこもり等、社会や学校への不適応は依然として憂慮すべき状況にある。また、特殊教育から特別支援教育への移行に伴う新たな課題として、通常学級に在籍する軽度発達障害の児童生徒への対応・支援が求められるようになり、その在り方や方法について苦悩している学校も少なくない。

こうした状況を背景に、児童生徒の抱えている問題への早期対応・支援をしていくための有効な手立ての一つとして、学校における教育相談活動の重要性が叫ばれ、その充実が図られてきた。しかし、上述したように児童生徒の問題は多様化、複雑化し、その対応・支援を充実させ、より良い方向へ問題解決を図っていくためには、保護者・関係機関との連携を深めることが必要不可欠であると考えられる。

平成16年4月、文部科学省が行った委託研究「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」の中でも次のような視点が示された。学校においては、未だに関係機関等との連携が教職員個人の努力によって任されている傾向が見られるので、学校として、組織的、継続的に連携をしていくようなシステムを整備する必要がある。教職員一人一人が、児童生徒の問題等への支援については、関係機関等との連携が重要であるとの認識を持って、日々の支援に当たる必要があること。以上のことから校内支援体制の充実や学校・保護者・関係機関等との連携がますます重要となってきたと考える。

平成15年から18年度、本校の教育相談活動(学校不適応)における児童の実態を見てみると、不登校1人、保健室登校6人、登校しぶり8人、さらに登校はしているが、継続支援を必要とする児童が在籍している等の実態がある。担任一人に抱え込ませる事がないよう、校内サポートチームを立ち上げて対応・支援をしているが、現段階において機能が充実しているとは言えない。

養護教諭として、または、教育相談係として上記の問題を抱える児童に接する中で、当該児童の背景には、それぞれに異なる複雑な状況(原因)があり、画一的な方法論だけでは解決できるものではないことが明らかとなってきた。また、学級担任・養護教諭・相談係による単独の支援や、学校内の対応のみでは、問題の解決が難しい場合も多く、保護者・関係機関との連携の必要性を痛感した。

以上のことから、学校、保護者、関係機関との連携が、児童生徒の抱える問題解決への有効な手立ての一つであると考えに至り、保護者・関係機関とのより良い連携の在り方を追究する必要性があることから、本主題を設定した。

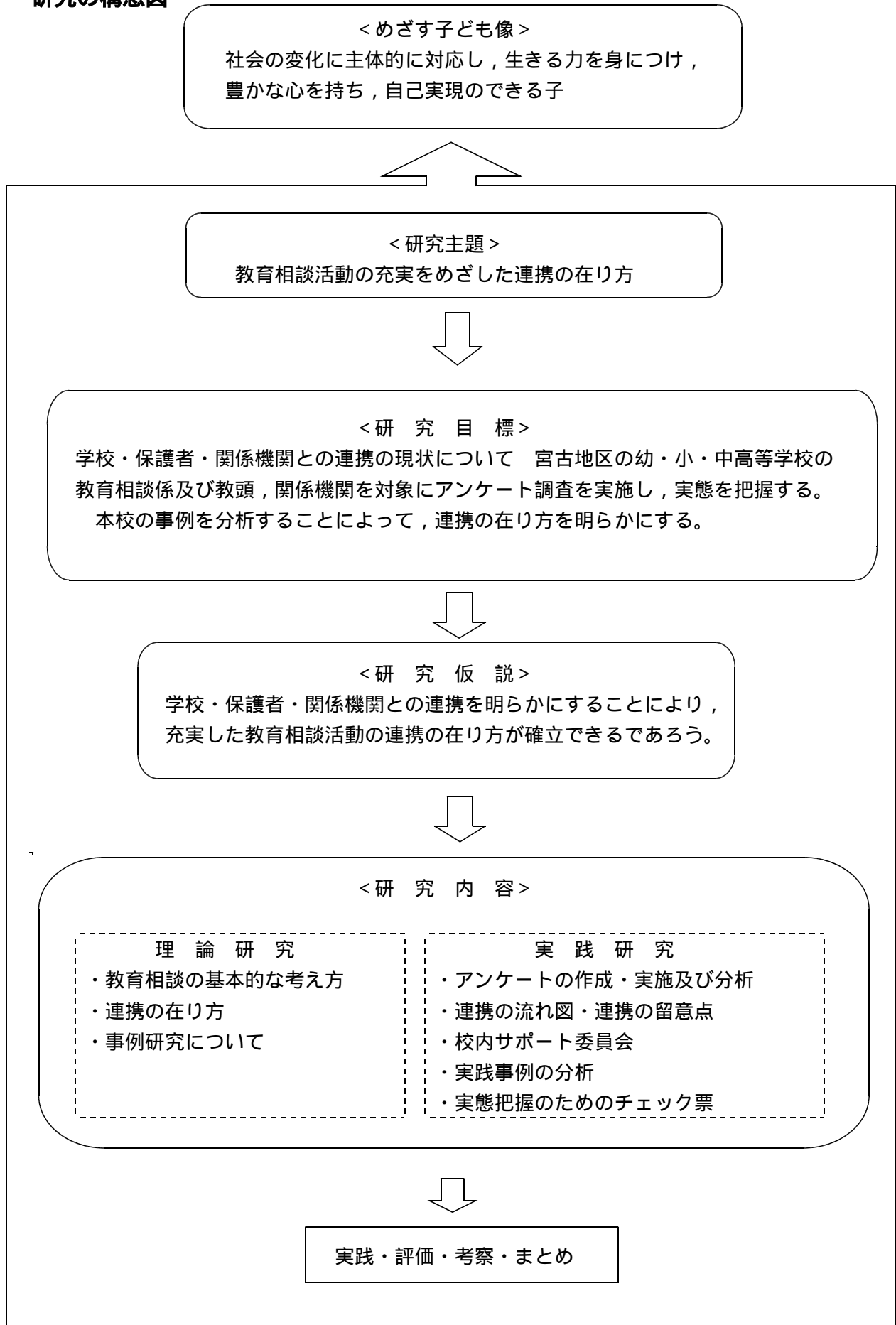
研究目標

学校・保護者・関係機関との連携の現状について、宮古地区の幼・小・中・高等学校の教育相談係及び教頭、関係機関を対象にアンケート調査を実施し、実態を把握・分析する。本校の事例を分析する。以上のことにより、学校・保護者・関係機関との連携の在り方を明らかにする。

研究仮説

学校・保護者・関係機関との連携の実態を明らかにすることにより、充実した教育相談活動の連携の在り方が確立できるであろう。

研究の構想図



研究内容

1 理論研究

(1) 「教育相談」の基本的な考え方

前述したように、児童生徒の抱える問題は、不登校、登校しぶり、暴力行為、非行、いじめ等の不適応や問題行動、いじめによる自殺行為等、多様化、複雑化してきている。そのため、児童生徒の実態に応じた、きめ細かな対応・支援が強く求められ、教育相談活動の充実が益々重要となってきたと考える。そこで、教育相談の基本的な考え方について述べる。

教育相談とは

教育相談とは、一人ひとりの子どもの教育上の諸問題について本人やその親・教師などから相談を受け、その問題の解決のために望ましい在り方を指導助言することである。言い換えると、子どもの持つ悩みや困難の解決を支援することにより、悩みある子どもがより良く生活に適應できるようになり、人間的成長を果たせるように指導助言することである、と定義づけられている。（「学校教育相談カウンセリング辞典」小林一光 2003）つまり、学校における教育相談は、「教師が、児童生徒一人ひとりを大切にしているというメッセージを児童生徒や保護者に伝えながら、児童生徒が自分自身の問題に直面した時に、自らの力で解決していけるように支援すること」であると捉えることができる。

以上のことから教育相談は、自己成長を試みている児童生徒、問題行動を引き起こすことが懸念される児童生徒、さらには、不登校、登校しぶり、保健室登校、暴力行為、いじめ等の問題を持っている児童生徒など、全ての児童生徒を対象に、学校教育活動の全体を通して行われる活動であるといえる。

教育相談の目的

ア より良い人間関係の形成

児童生徒・教師がお互いを認め合いながら、お互いに支え合うことの心地よさを知るための支援を行う。

イ 人間としての在り方の意識化

自己の存在を肯定的に捉え、価値ある存在として充実感・喜びを感じられるように支援する。

ウ 自主性・自発性・自己決定能力の形成

自らの在り方や生き方を選択・決定し、自己実現に向けて努力するとともに、責任を負えるように支援する。

上記の3つの目的を達成するためには、児童生徒理解に基づく教師と児童生徒との間の信頼関係を構築し、適切な支援方針を決定、支援の実際、これらのことを学校組織として、対応するという一連の過程が望ましいと考える。

教育相談の機能

教育相談の機能として、開発的教育相談、予防的教育相談、治療的教育相談、の三つにまとめることができる。

ア 開発的教育相談

児童生徒が個性を伸ばし、社会性を身に付け、自己実現が図れるよう主に、集団を対象として指導・支援をする教育活動である。活動場面としては、学級活動や学習指導などの学校の教育活動の全体を通して行われ、最近では構成的グループ・エンカウンター「集団を対象とした心理教育活動である。各種の課題を遂行しながら、心と心のふれ合いを深め、自己成長を図ろうとするグループ体験」(「カウンセリング辞典」國分康孝編 1990 誠信書房)やアサーション(自分も相手も大切にしたい自己表現。具体的には自分の考え、欲求や、気持ちなどを素直に、正直に、その場の状況にあった適切な方法で述べること)、ピアサポート(問題を抱えて困っている児童生徒に対して、支援のためのスキルを学んだ児童生徒が支援する活動)など心を育てる技法等が多く取り入れられている。

イ 予防的相談活動

何らかの問題が発生する可能性を持った児童生徒を、事前にスクリーニング(把握)し、問題が複雑化する前に、あるいは問題が軽いうちに指導・支援を行う教育活動である。スクリーニングの方法としては心理テスト(バウムテスト、家族画、三つの願い等)、学校生活での観察(保健室への出入りの頻度、遅刻や欠席、服装、授業態度の変化等)、教育相談週間の事前アンケート調査等をもとにした面接等がある。

ウ 治療的教育相談

不登校、登校しぶり、暴力行為、非行、いじめ等の問題行動、いじめによる自殺行為等、適応上の問題や、発達面、心理面の問題が明らかになった児童生徒を対象にその問題の根本的治療をねらいとする教育活動である。児童生徒自身に対する直接的指導・支援と児童生徒を指導・支援する教師や保護者に対する間接的支援(コンサルテーション)がある。

教育相談の態様

教育相談活動を充実させるためには、日常の教育活動において、全ての教師は児童生徒との心の交流を大切に、信頼関係づくりに取り組み、児童生徒への理解を深めていくことは重要なことであると考えられる。学校生活における教師によるきめ細かな観察(児童生徒の表情、出席状況、教師がいつもと違うと感じた直感等)が児童生徒への理解を深める手だてとなる。つまり、児童生徒の発する心のSOSのサインの早期発見・早期対応につながるのである。また学校における相談のきっかけや場面としては、次のような状況が考えられる。

ア チャンス相談

日常、児童生徒と出会ったとき(例えば、登下校で出会ったとき、廊下ですれ違ったとき、全体集会で出会ったとき等)や問題行動が見られたときに、その機会(チャンス)を逃がさず、その場で意図的に声をかけ、相談活動を進める。

イ 呼び出し相談

教師が特定の児童生徒を呼び出して行う相談方法である。日常生活の観察から、気になる言動や行動が見られたときや、心理テストや定期相談における事前アンケートなどの調査から気がかりな児童生徒がいるとき等、教師が必要を感じたり、事実の確認をしたい時など教師側から働きかけ、個別的に相談活動を行う。呼び出し相談を行う際の配慮事項として「呼び出された」ということで、なぜ自分が呼び出されたのかと児童生徒が疑心暗鬼になることも考えられる。当該児童生徒の不安解消のために、事前に、目的や理由、面談にかかる時間をはっきりと伝えておく事が大切である。

ウ 定期相談

教師が児童生徒全員に対して定期的に相談活動を実施し、児童生徒が発する心のSOSのサインを早期に発見し、対応・支援するために有効な相談方法である。各学校によって持ち方は色々様々であるが、本校の定期の教育相談においては、毎学期1回教育相談週間を設け、一人5分から15分程度に面談の時間を設定し、担任と児童生徒、または、担任と保護者が向き合い相談活動が実施される。問題の内容によっては、担任以外との面談も実施される。週間実施前には事前にアンケートを実施し、児童生徒の情報を把握し、面談においては望ましい信頼関係を築き、自主来談に発展させるよう心配りをする。

エ 自主来談

児童生徒の自発的な意志で相談に訪れる相談方法である。児童生徒は、自分の抱えている問題や悩みを解決したい、あるいは聞いてもらいたいとの思いがあり、その為に教師に対して意見やアドバイスなどを求めてくる。背景には深刻な問題が潜んでいることもあるので、カウンセリングマインドを持ち、共感的な態度で児童生徒の話に真剣な態度で耳を傾けることが大切である。

オ 押しかけ面談

教師や、相談員、スクールカウンセラー等が、児童生徒のいる場所(家庭や教室)に実際に出かけ(押しかけ)で行き相談活動を行う方法である。この方法は、不登校児童生徒の対応として用いられる場合が多い。不登校の初期段階では、休み出すとおなかが痛いなどの何らかの理由をつけて休み続けてしまうので、こちらから働きかける積極的な「押しかけ面談」が必要となってくる場合もある。

押しかけ面談の留意事項として、関係機関間の連携(横の連携)も図りながら、児童生徒本人が負担にならないように、本人の意志を最優先することが大切である。本人の気持ちを無視し、学校が、関係機関が一方的な関わりを実行することで、うまくいかないことが考えられる場合もある。

教育相談における基本的姿勢

教育相談活動を行う際は、信頼関係の構築を基本として進めていく。つまり、カウンセリングマインドを持って相談活動を行う事が大切である。教師が児童生徒の言動を受容し、解決についてともに考えるという姿勢を示すことで、児童生徒は心を開き、自分の本心を話すのである。

カウンセリングマインドとは、教師と児童生徒が対等な関係を築こうとする姿勢であり、教師と児童生徒が、「教える人」、「教えられる人」の師弟関係ではなく、「人」と「人」との対等な関係に立って、問題の解決に向かってともに努力をしていく基本的な姿勢のことである。カウンセリングマインドとは、カウンセリングに対する姿勢・態度・心のことを指すもので、テクニックというよりむしろ心構えである。

カウンセリングマインドが身に付いている教師と(以下Tとする) そうでない教師(以下Rとする)との間に見られる授業の応答例を上げる。

表1 カウンセリングマインドを持つ教師とそうでない教師

	T 教諭	R 教諭
始業前	: 始業前に教室にいて子どもたちを迎え、チャイムとともに「この時間も良い学習ができそうだ」とあいさつをする。	: 子どもたちがそろった頃に教室へ行き「静かにしなさい! 静かにしないと授業をはじめないよ」と大声で注意をする。
授業導入時	: ねらいや、多様に用意した教材や学習	: ねらいを示すとすぐに学習内容に入る。

	方法を明示し，説明を行う。	
私語が始まる	：「きっと授業に関係ある話だと思うので良かったら全員に聞こえるように話してほしい」と発言を促す。	：「無駄話はやめなさい！」と内容もわからないままに禁止する。
学習の入り口	：「みんなの取り組みで素晴らしい発見がありそうだ」と信頼関係の表明をする。	：「しっかり考えないとわからなくなるよ」と叱咤激励する。
質問に対して	：「良い質問だ。ありがとう。」と、どの質問に対しても受容的に理解し，丁寧に解説する。	：「さっき説明したよ。よく聞いていなかったな」と言って，他の児童生徒に答えさせたり，おこりながら自分で解説したりする。

(「学校教育相談カウンセリング辞典」西 君子 2003)

相談活動に役立つ技法・方法

相談活動を円滑に実施するには，児童生徒に対する愛情が必要不可欠であることはいうまでもない。それに加えてカウンセリングに対する基本的な知識・教養を習得することは教師としての資質・力量を高めることにつながり，そのことによって，より効果的な相談活動を展開することができる。以下，教育相談の技法・方法について国分氏の理論を記述する。

表2 教育相談の技法・方法

技法・方法名	技法・方法の概念
支持	指導の中に，子どものこうしたいという希望・要望を適度に取り入れて，満足感を与えるときに用いる(例：給食が嫌いなら残してもよい) 快楽原則を大事にする技法。
指示	人間が周囲の環境(人・物・自然)とうまく調和して生きていくために必要な，きまりごとを教えるときに用いる。(例：わがままに対してしっかりと注意をする。給食の食器は自分で返す。) 現実原則を大切にしたいときの技法。
関わり行動	子どもに注意をはらい，きっかけづくりをする行動。言語的・非言語的なものがある。(例：手紙・電話・訪問など)
協力要請	人に依頼してある行動をとってもらうこと。
グループ参加のレディネス	友達集団から孤立した子どもに対して，再度復帰できるようにスキルを教え，友達へとつなげること。
契約	取り決めの締結で作業同盟のようなもの。指導支援を開始する前に，教職員や父母に対して養護教諭が関わることのできる了承を得たり，子どもと約束をするときに用いる。
コンサルテーション	教師が教師に助言・要請すること。作戦会議のようなもの。
コンフロンテーション	対決技法。葛藤や対決が生じた相手に，自分の立場や考えを表明し，相手の行動修正を求める。
抵抗予防	相手に苦痛や不安を与えないように配慮すること。
助言	相手の関心，願望に応えるために，積極的にこちらの考えを発言すること。アドバイス。
シェーピング	目的の行動に近づけるため，簡単なところから少しずつ段階的に学習を進めていく方法。
傾聴	相手の話に対し，積極的に耳を傾けること。
戦略	問題解決に導くために，戦略をめぐらして，相手の考え方の修正，抵抗の軽減や除去，目的達成のための行動化を図る。作戦(例：登校させるため「保健室の仕事が忙しいので手伝って欲しい」と子どもに伝える。)のこと。
スキル訓練	ハウツー(つきあい方，育て方，自己主張の仕方，話し方などについて)を教える

	こと。
情報収集 情報提供	相手やこちらの「知りたいことや考え」を伝えたり，受け取ったりすること。
チームづくり	学校での指導，助言を，組織的にチームワークよくできるように組織づくりをすること。
ヒューマンネットワーク	人間関係の輪。子どもについては，友達づくりと同じ意味に使うこともある。
リファー	指導支援の一方法として自分以外の人に関わりを依頼すること。
時間制限療法	関わりをいつまでもダラダラと続けるのではなく，時間の短縮化と効率化から，ここぞというときに「いつまでに何をどうする」という明確な行動の目標を決めて実行すること。
モデリング	模倣の対象を示し，新しい行動パターンを学習させること。
課題提示	問題の解決に役立つ行動を，宿題として与えること（例：父親に，日曜日は子どもと遊んでもらうように言う）
環境づくり	問題解決のため，人的・物的な環境の調整をする（例：再登校を受け入れるための学級での指導，4月時の担任の変更）
モチベーションを高める	何か行動を起こすための原動力となるものを与える。（例：動物好きな子どもに「ウサギを見においで」と誘う）
自己開示	こちらの考えや感情を素直に表すこと（例：「私はあなたの力になりたい」と伝える）

(2) 連携の在り方

連携の必要性

児童生徒が問題を抱え，児童生徒ひとりでは解決できない状況にあるとき，担任をはじめ，児童生徒と関わりのある周囲の人々の支援が必要となる。しかし，担任が学級の問題は学級内で止めておきたいという思いがこり，管理職や他の教師に相談しないことや，責任感から自分一人だけで何とか解決しようという意識が強いときには結果的に，問題解決が遅れたり，複雑化したりすることがある。さらに，問題の背景が複雑で対応が困難な事例の場合，担任の精神的な負担を重くし，さらに問題を複雑化する場合も考えられる。個別の働きかけで，うまく解決したり，解決の方向性が見いだせたりする場合はよいが，それらのことがうまくいかない場合，その問題解決のための有効な手立ての一つの方法として，校内の支援体制（サポートチーム）の構築と機能化及び，保護者・関係機関との連携が重要となってくる。連携を進めていく上で次のことを常に心にとめておく必要がある。支援者一人の情報に頼った対応や，複数の支援者が異なった支援を進めていくことは，子どもを混乱させ不安を抱かせることになりかねない。そこで，問題を持つ児童生徒に関わる一人ひとり（学校・保護者・関係機関）が連携の必要性を認識した上で，互いが意思の疎通を図り，自らの役割を果たしつつ，一体となること，さらに，いわゆる問題行動に関する情報連携にとどまらず，行動連携を組織的，継続的に根気強く取り組むことが必要であると考えられる。

連携の対象

ア 校内の連携

㊦ 学級担任との連携

一人ひとりの児童生徒に対しての学校における様々な関わりは，ほとんどの場合，学級担任が行っていると言っても過言ではない。そのため，児童生徒の抱える問題の解決に当たっては学級担任のきめ細かな観察や情報は重要且つ大きな意味をもつものであり，学級担任との連携は大切である。従って，日頃から学級担任との間に信頼関係が保てるように，

豊かな人間関係作りに努めることは重要なことであるとする。

学級担任以外が児童生徒のことで、学校内外と連携をする場合には、基本的にはまず担任を優先すべきである。担任を超えて保護者や関係機関等と連携をする場合には、あらかじめ了解を得ておくか、事後報告を速やかに行うことが大切である。また、きめ細かな情報交換は問題の早期解決へとつながると考える。従って、情報交換においては、一方的な連絡・報告ですませるのではなく、お互いに情報を共有し、協力、補完し合い共同で児童生徒に関わっていくという姿勢を大切にする必要がある。また、お互いの役割の分担を明らかにし、確認しながら連携を進めていくことが大切であるとする。

① 管理職との連携

学校教育活動全般において、管理職が実態を把握しておくことは言うまでもない。教育相談の分野においても管理職への「報告・連絡・相談」は一人ひとりの教師が、常に心がけておかなければならない事であるとする。特に、児童生徒の抱える問題に対して保護者や関係機関との連携が必要になる場合は、学校としての対応となるため管理職への「報告・連絡・相談」は、今後支援を進めていく上で重要である。すなわち、問題を抱える児童生徒に関わる教師が個別に支援をするのではなく、管理職のリーダーシップのもとに、組織として連携を進めていくことが大切であるとする。

イ 保護者との連携

児童生徒は一人ひとりそれぞれに個性があり、同じ年齢であっても、家庭環境の違いなどから、成長の仕方も様々である。教師も保護者も児童生徒が心身共に健康で健やかに成長することを願う気持ちは同じであろう。教師が児童生徒の気になる言動や、表情等に気がつき対応・支援をする際には、保護者との連携が不可欠である。充実した連携を実現するためには、何よりもまず、教師と保護者が児童生徒の成長・発達について率直に話し合えるような人間関係を作ることが大切である。車の両輪のように、保護者と教師がお互いの人格や役割を認め、理解し、協力ができれば、児童生徒はめざましい成長・発達をしていくものである。つまり、児童生徒の望ましい人格を育てるためには、学校と保護者との連携は必要にして不可欠であるとする。

ウ 関係機関との連携

児童生徒の抱える問題について、学校ができる限りの指導・支援を行い、その解決に努力をすることは当然のことであるが、関係機関と連携をすることで問題の複雑化・長期化を防ぎ、短期間で問題解決が可能になる場合も多いはずである。担任や係が無理をして事例を請け負い、結局無責任な結果になるような事態は、避けなければならない。仮に担任・係の守備範囲を超える場合、医学的診断の必要が感じられる場合、福祉的・法的な措置が必要な場合などは、ためらわずに関係機関と連携するという原則を守ることが重要である。関係機関と連携をすることによって、児童生徒の問題を多方面から捉えることができ、問題が早期に解決できたり、解決の方向性が見いだせたりする場合が多い。

(3) 事例研究について

学校教育現場における実践についての事例研究は実践活動を深め、さらに支援をよりよいものにするために必須の研究方法であるとする。以下、事例研究について述べる。

事例研究とは

事例に関する論文や研究報告書の中には、「研究」と「報告」が混在している場合が少なくない。そこで、本研究では事例研究と事例報告を明確に区別して各々その性質を理解することも、事例を理解するうえで重要なことであると考えた。事例研究という場合、臨床の場面で生起する具体的な事象を整理し、構造的にとらえ、全体的にまたは焦点化して検討を行い、新しい所見やアイデアを抽出するアプローチをさす。つまり、事例研究とは新しい所見を得ることが目的であるといえよう。

一方、事例報告とは相談活動の過程の中で生起する具体的な事象を、構造化された視点から詳細に記述し、実践的・研修的な意図を持って報告を行うといったアプローチである。つまり、事例報告は、よりよい実践のための情報の提供ということができよう。事例検討会やケースセミナー、スーパービジョン、コンサルテーション等は事例報告の代表的な方法であろう。これらの事例検討会は事例への理解を深めることが主な目的となっている。

事例報告の書き方について

表3 事例報告書の例

1 テーマ・タイトル

テーマ・タイトルは事例報告の内容を凝縮、象徴したものをつける。どのような問題があったかをテーマ・タイトルを見ただけでイメージできるような、キーワードを数個つなげたものが望ましい。

2 報告者の名前と所属

3 はじめに

事例報告の目的や意図を明確にする。具体的には事例の主な特徴のキーワードから記し面接機関や回数、報告者が主として記したい内容を数行にまとめて記す。

4 事例の概要

ここでの記述はプライバシーの保護を念頭に置いて、事例全体の把握を目的として、相談者、主訴、家族、生育歴及び問題歴を記す。

(1) 相談者

ここでは、相談者の仮名と問題の発生時、面談初回時の年齢や、当時の服装や態度等、相談者の状況を記す。

(2) 主訴

ここでは相談者が訴えた内容について相談者自身の言葉を代弁した形でその事例の主たる問題を記すこともある。

(3) 家族・家族構成

ここでは家族構成について記述する。次に、その家族の年齢、兄弟関係、生い立ち、最終学歴、職業、相談者との関係等を記す。

(4) 生育歴・問題歴

生育歴では、報告時点までの経過から得られた情報を詳しく報告する必要はなく、相談者を理解する上でもっとも必要と思われる情報を簡潔に記述することが重要である。

問題歴では、報告を受ける人が相談者をイメージするために必要な情報を、初回のアセスメントの状況や、時間軸に沿って、問題の歴史を紹介する形でまとめていく。

5 面接の経過と考察・検討したい点

(1) ここでは面接の実践の経過について時間軸に沿って具体的な面接内容や実践内容について記述していく。考察は、各期の記述のすぐ後に記述する。

(2) ここでは、面接の課題や今後の面接方針、今後の支援目標について記し、考察も踏まえて、自分の面接や実践に対する考え方の提示もするほうが望ましい。

(2005 日本教育カウンセラー協会)

2 実践研究

(1) 宮古地区，幼・小・中・高・関係機関における「連携」の実態調査・分析

調査 宮古地区の幼・小・中・高におけるアンケート調査の結果と考察

児童生徒の抱える問題が多様化，複雑化，深刻化，してきている今日，学校単独のみの支援だけでは問題解決が難しい場合があり，前述したような保護者や関係機関との連携が必要であると考えます。そこで，本研究では以下の2種についてアンケート調査を行った。

- (1) 宮古地区の幼・小・中・高の教育相談係，又は教頭を対象に「関係機関との連携について」
- (2) 関係機関を対象に「学校との連携について」

得られた調査結果を基に，それらの実態を把握・分析することによって，今後の教育相談活動における連携の在り方について考察を加える。

(1) 目的

宮古地区の幼・小・中・高の教育相談係，又は教頭を対象に「関係機関との連携について」，及び関係機関を対象に「学校との連携について」に焦点を当てたアンケート調査を行い，それらの実態を把握・分析することによって，今後の教育相談活動における連携の在り方を考えていくことを目的とする。

(2) 方法

調査年月

平成18年10月

調査対象

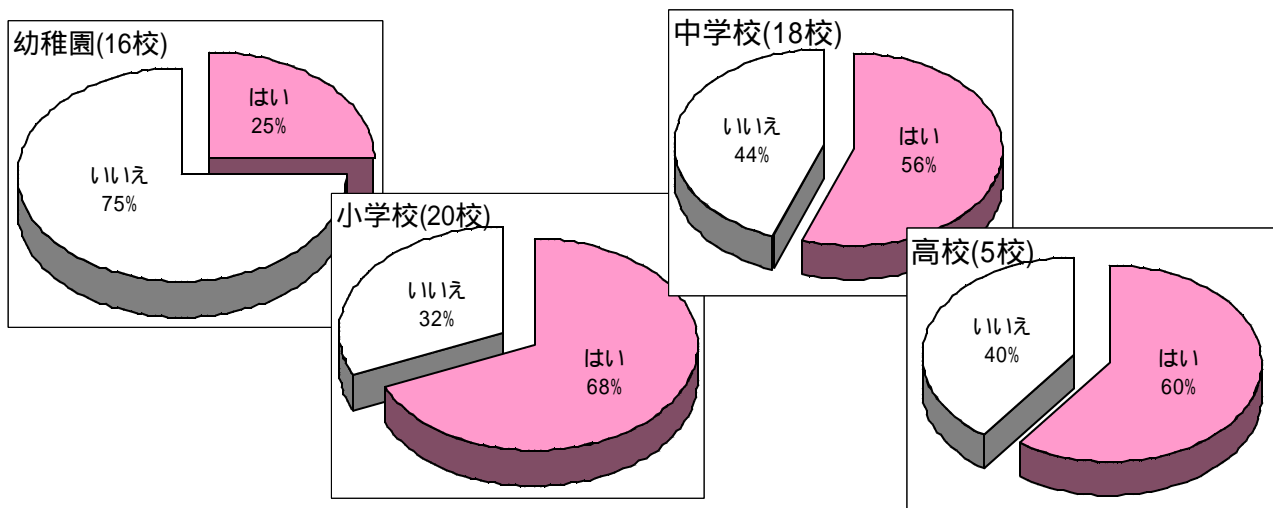
調査 宮古地区の幼・小・中・高の教育相談係又は教頭

調査の結果と考察

ア 回収率

	校種	調査対象	回答校	回収率
調査	幼稚園	21	16	76%
	小学校	20	20	100%
	中学校	18	18	100%
	高等学校	5	5	100%

イ 関係機関と連携の有無（質問2：複数選択可）



「はい」と答えた学校が、小学校13校（68%）中学校10校（56%）高等学校5校（60%）と小・中・高校においては半数以上が「はい」と答えており、特に小学校においては68%と高い比率を示している。一方、幼稚園においては「はい」と答えた幼稚園は4園（25%）と低い比率を示していた。

このことから、小・中・高等学校においては、児童生徒の抱える問題に対して、対応・支援に困った場合には関係機関と連携をとっていることが明らかとなった。これまで、学校では問題が起こった場合、学校内のみで解決を図ろうとしてきたが、しかし現在は、ほとんどの学校において、何らかの関係機関と連携しながら、問題解決を図ろうとする体制が出来つつあるのではないかと考えられる。また、「連携をしたことがない」と答えた学校のほとんどが、児童生徒数が少ない小規模校や離島の学校であった。小規模校においては、複雑な問題を抱えている児童生徒が在籍していなかった可能性もある。しかし、一方で離島の学校においては、事例はあるものの近くに適切な機関がない等の理由で、すぐに対応することや、継続した支援を進めていくことが難しかった可能性も否定できない。今後の課題として、宮古本島と差がないように、離島においても常駐する専門家(例えば相談員等)の配置を考える必要があるのではないだろうか。

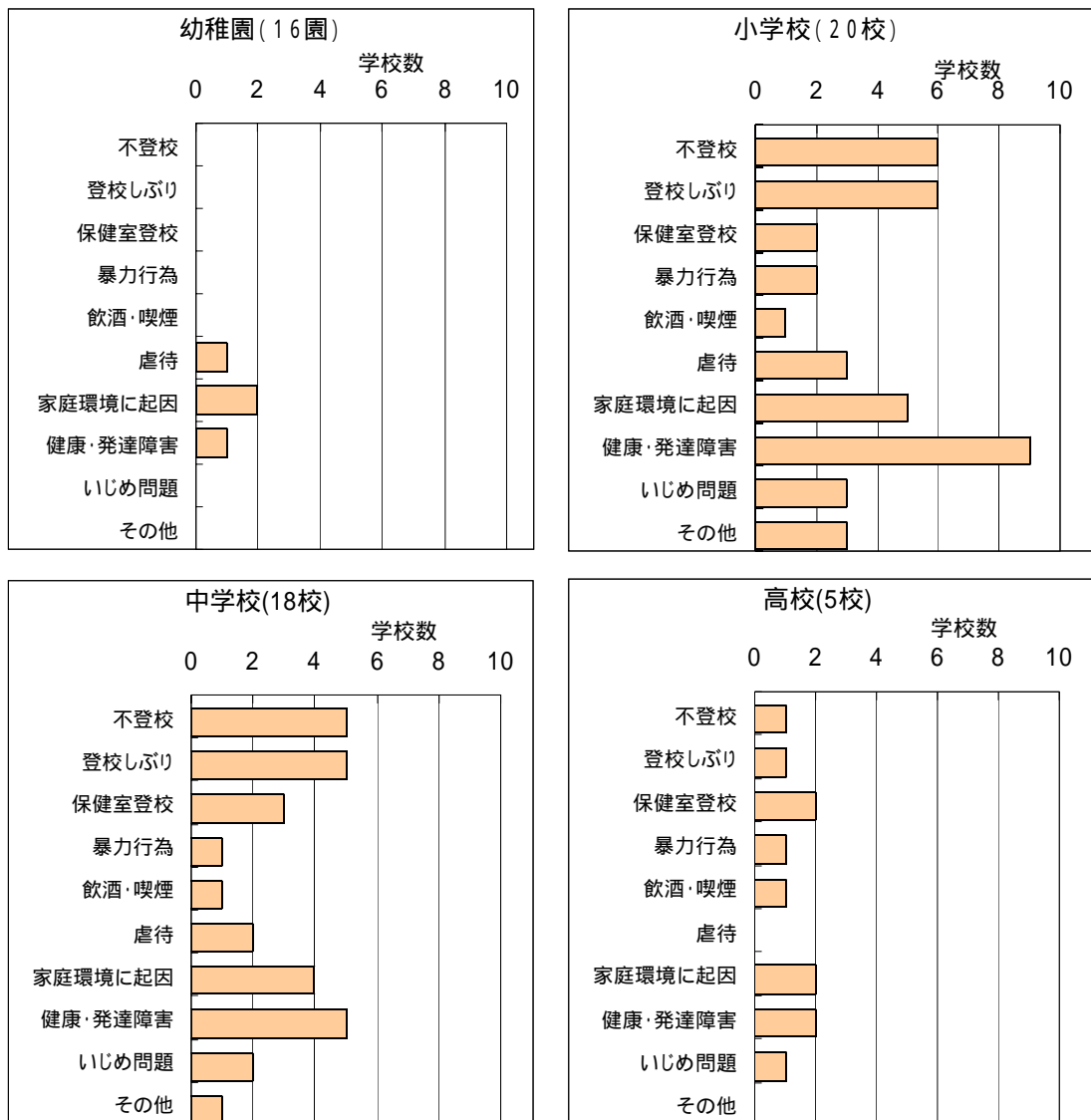
ウ 連携した機関（質問3：複数選択可）

	幼稚園	小学校	中学校	高校
スクールカウンセラー	1	9	6	
市児童家庭課 児童相談	2			
教育相談員	1	3	4	
巡回教育相談員		2		
宮古養護学校		4		
福祉課		2		
生徒指導推進協力員		1		
まていだ教室		2	2	
特別支援教育専門家チーム		3	1	
宮古島市サポートチーム		3		
宮古病院		1	1	1
子どもと親の相談員		1		
保健師		2		
宮古福祉事務所				1
社会福祉協議会				1
宮古福祉保健所				1
教育委員会(教育相談員)				1
専門家の学校派遣(臨床心理士)				2
専門医の学校派遣				1
臨床心理士(宮古島市)				1
学校医		1		1
県児童相談			1	
中央児童相談			1	
宮古島警察署(少年課)			1	
宮古島市教育委員会			1	
石原良人			1	
女性相談室			1	

各校種を合わせて、連携をとった機関は27機関(個人)であると答えていた。関係機関別に見てみると教育関係機関(14)の活用が一番多く半分以上を占めていた。次いで福祉関係(8)、医療関係(3)警察関係(1)となっていた。しかし、残念なことに各機関の正式名称がわからないという実態があった。最低限、相談係は関係機関の正式名称を知っておく必要がある。

また、連携をとっているほとんどの学校が、児童生徒個々の問題に応じた適切な機関を選択し、アドバイスを得ながら問題解決にあたっていることが明らかとなった。また、このことから学校が連携をする場合においては、同じ教育関係に相談がしやすかったことや、教育関係機関の役割を、明確に把握していること等が考えられる。これらのことは、行政による研修会の開催やそれぞれの担当者による啓発活動が功を奏した結果であると考えられる。今後とも、より一層連携を進めていくことが望まれる。また、少数ではあるが、学校医と連携をとっている学校が見られたことも、心強い。学校医も係わることによって、心身の両面からのケアが可能となり、教育相談活動がもっと充実していくと考えられる。

エ 連携した理由(質問4:複数選択可)

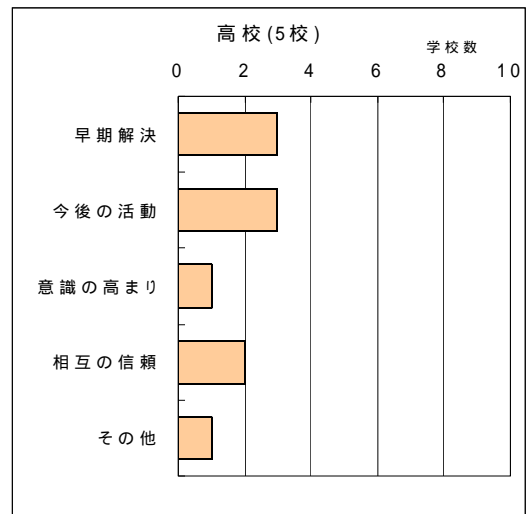
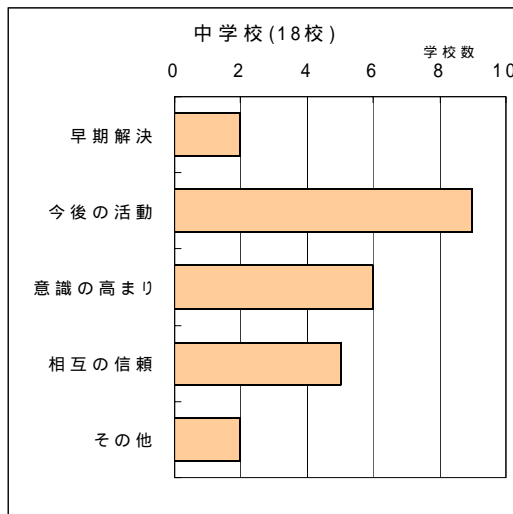
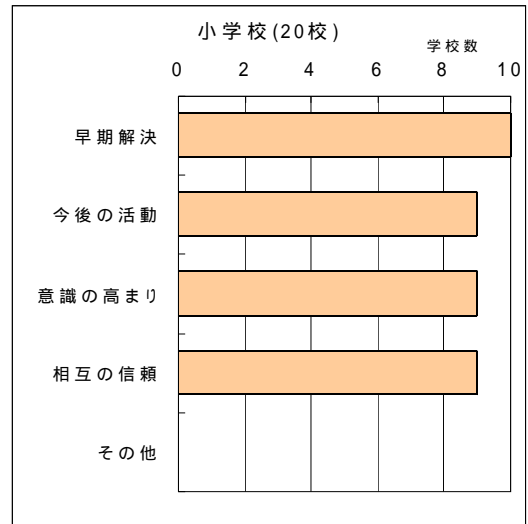
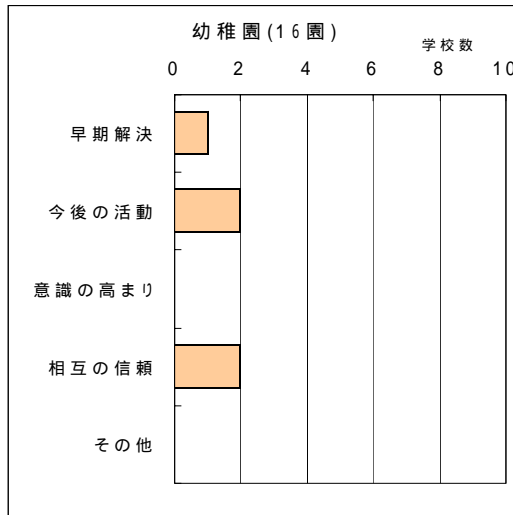


幼・小・中・高等学校をあわせ、最も多かった問題が不登校、登校しぶり、保健室登校、相談室登校と言ったいわゆる適応障害(32件)で、次に健康や軽度発達障害(17件)、暴力行為、

飲酒喫煙，いじめ問題，授業妨害等のいわゆる問題行動(15件)の順であった。

これらのことから，いずれの校種においても，適応障害，問題行動を持つ児童生徒の対応に困っている現実があることがわかった。前述したような関係機関との連携をいっそう密にして根気よく支援していくことが望まれる。さらに，平成19年度から特別支援教育へと変換することを踏まえて，多くの教師が興味関心を持って，特別支援教育の研修会に参加をしたことや，「ゆいみなあ」で毎月1回行われている，出張教育相談，宮古地区特別支援連携協議会の事業等が多くの学校に浸透し，発達障害について気軽に相談できるようになったことなどが相談件数の増加となった要因であると考えられる。教師が学び続けることによって，適切な指導ができることはいうまでもない。そのことによって障害に応じた指導の充実が図れることから，今後は特別支援教育のさらなる広がり期待をしたい。また，いずれの校種において，虐待や家庭環境に起因する問題が見られることは，家庭の教育力や，危機意識の低下がその理由として考えられる。しかし，保護者も困っているという認識を持ち，先ず，話に耳を傾け，その気持ちに共感するという教育相談の基本姿勢を持って対応に当たることが大切であると考えられる。

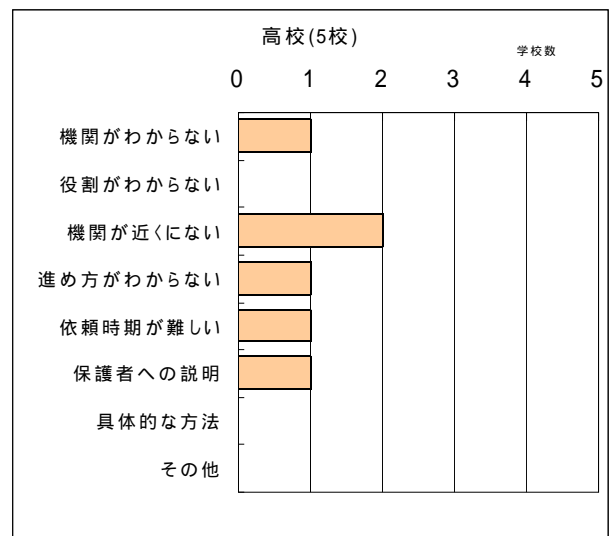
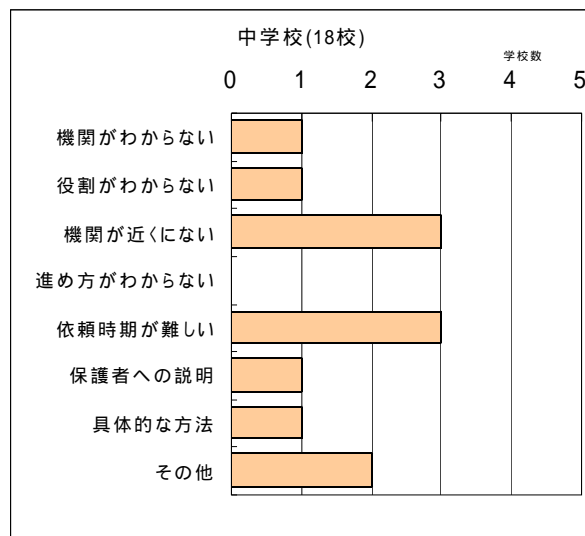
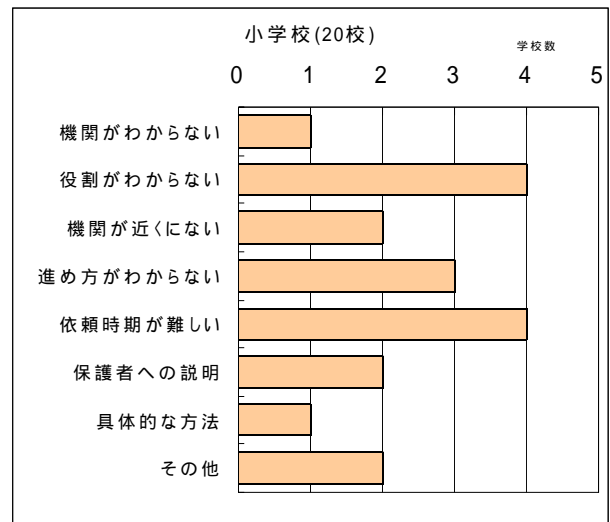
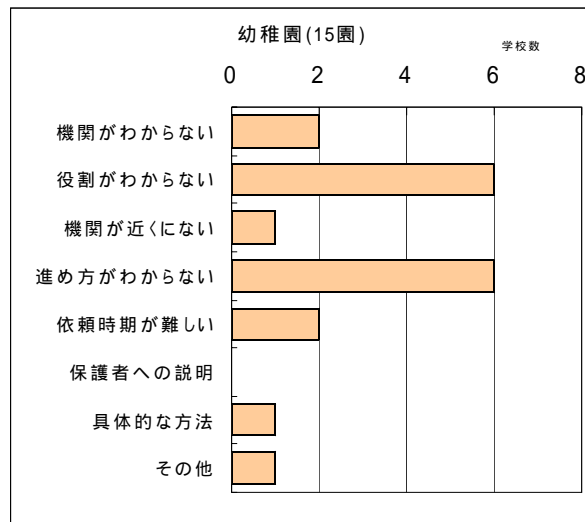
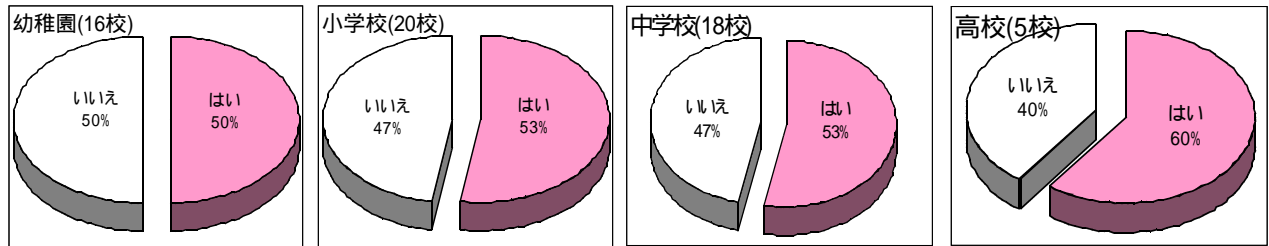
オ 連携して得られた成果（質問5：複数選択可）



もっとも多い回答は，関係機関の役割を知ることにより，問題の早期解決が可能となり，今

後の活動につなぐことができた(23校),次いで保護者・学校・関係機関との信頼関係が深まった(18校),早期に問題解決をすることが出来た(16校),学校全体として教育相談に関する意識が高まり,組織的・継続的に問題解決にあたるようになった(16校),その他(3校)であった。いずれも連携をすることによって,教室復帰をしている児童生徒がいることや,問題解決の糸口が見つかり,指導の方向性が決められた等の成果があった事を示している。これらのことは,教育相談活動における連携の有効性を示したものであり児童生徒にとって,教師にとって,保護者にとって,良い結果をもたらしたことは,連携の有効性が実証できたのではないだろうか。

カ 連携上の課題 (質問6・7:複数選択可)



幼稚園8校(50%) 小学校10校(53%) 中学校8校(53%) 高等学校3校(60%)といずれの校種においても半数以上が連携において課題を持っていることがわかった。

また、最も課題であると感じている点は「それぞれの関係機関の役割がわからない」であった。関係機関の役割(特徴)や、利用の仕方がわからない、どの機関につなげばより適切なかわからないといったことが考えられる。

2番目に「連携の具体的な進め方がわからない」「依頼する具体的な時期が判定しにくい」であった。これは、校内における役割分担をどのようにするのか、コーディネーターを誰にするのか、関係機関との連携をどのように進めていくのか等、連携の具体的な進め方について具体的にイメージ化がはかれない状態にあったためであることが考えられる。

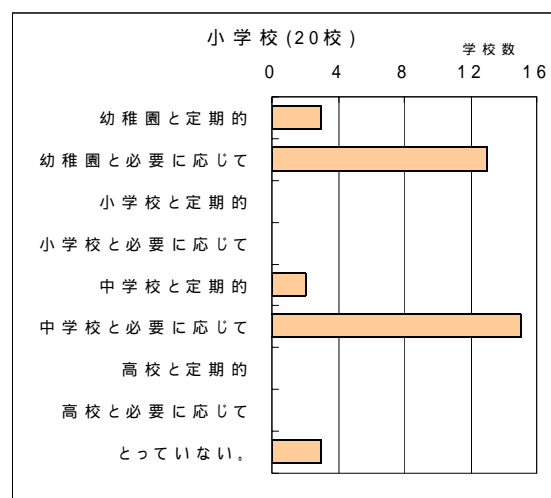
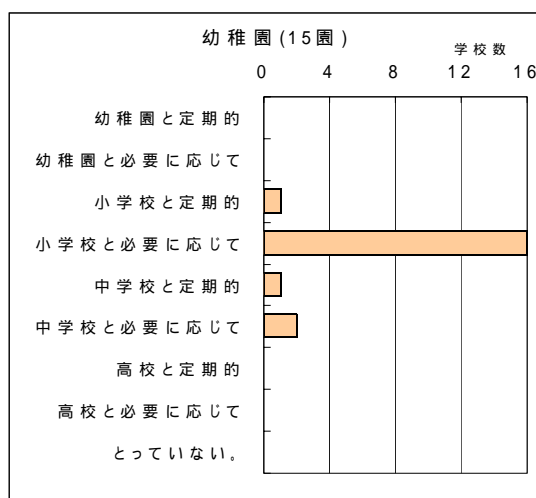
3番目に「適切な関係機関が近くにない」であった。この回答のあった学校は、ほとんどが離島の学校であり、他にも予算面での都合がつきにくいことや、離島のために時間の設定が難しい等、離島苦が浮き彫りにされているといえる。前述したように、何らかの手立てを早急に考える必要があるのではないだろうか。

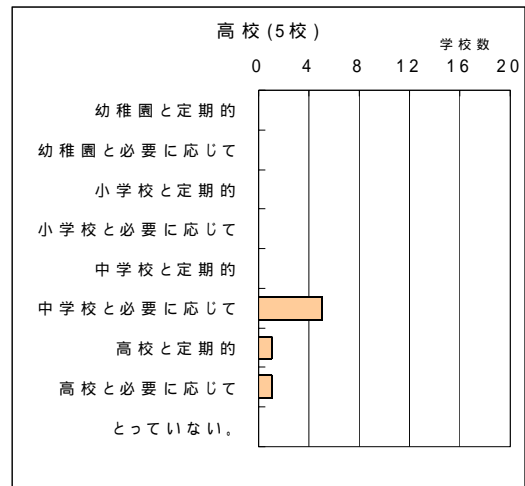
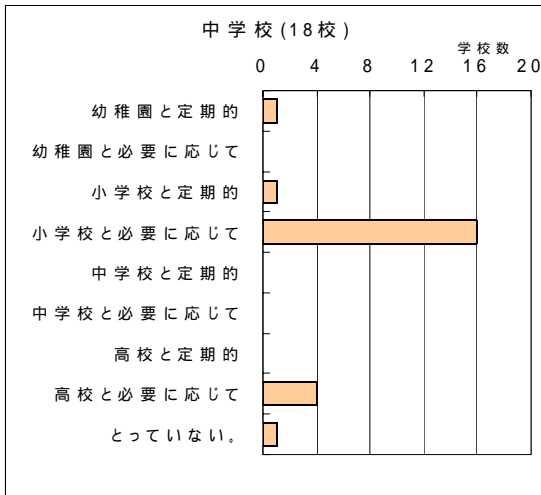
4番目に「どこにどのような機関があるのかわからない」であった。このことは、もっとも回答の多かった「関係機関の役割がわからない」と答えた学校と一致していることから、同様なことが言える。

5番目に「保護者への説明がうまくできない」であった。保護者と係わる際うまく共通理解を図ることが出来ない、保護者の思いを十分に受け止めることができない、学校として、どのタイミングで関係機関を紹介していいかわからない、また関係機関への相談の必要性を理解してもらえない等が考えられる。これらのことについては、日頃から保護者に対して学校における相談活動に関する取り組みを説明することにより、保護者の学校に対する信頼感や安心感を高める努力が必要であると考えられる。いずれにしても、デリケートな問題だけに、保護者との信頼関係が崩れないように、慎重に対応を考える必要がある。

また、「横の連携がうまくいかない」「スクールカウンセラーの時間が少ない」等があった。これらのことから、関係機関と連携をとった場合、連携開始時において、今後についての具体的な計画を立て、情報交換をすることで連携の成果につながるのではないだろうか。また、現状ではスクールカウンセラーについては有効に活用されていると考える。しかし一方で、前述した回答に見られるように、常駐するカウンセラーがいないことや、数が少ないこと、勤務条件により勤務日数、勤務時間に制限があり、相談活動に支障があることもまた事実である。今後は、多くの学校がスクールカウンセラーを活用している実績を評価し、行政側からもスクールカウンセラー事業に対する改善を働きかけて行く必要があると思われる。

キ 学校間の連携（質問8：複数選択可）

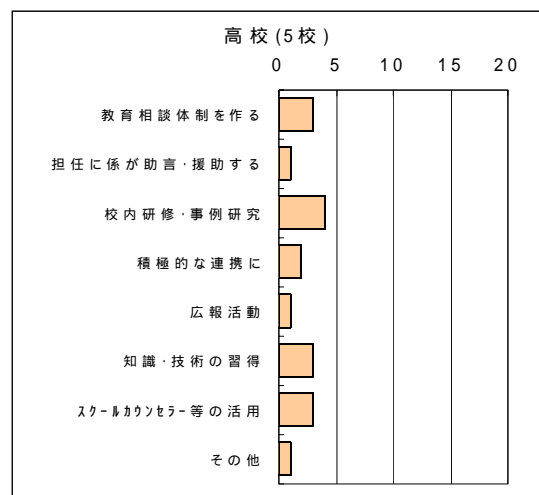
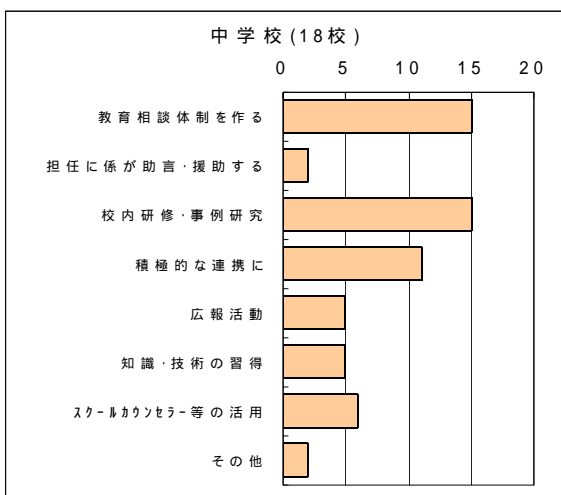
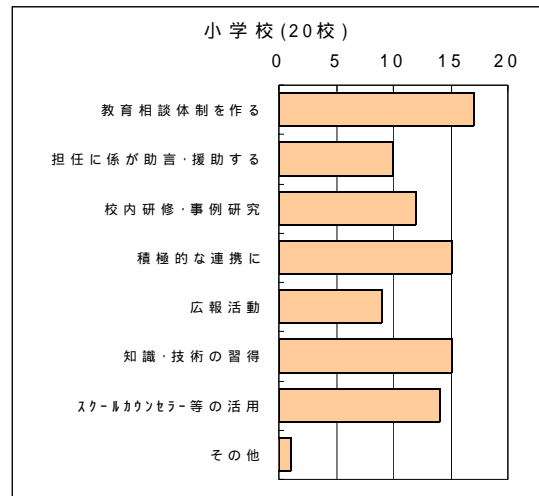
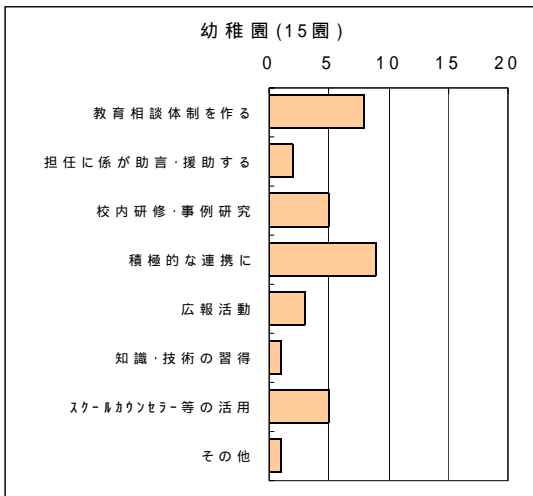




それぞれの校種における連携や、高校においては高校間での連携等、必要に応じて、または定期的に何らかの形で連携をとっていることが明らかとなった。

これらのことから、幼・小・中・高等学校で十分な情報提供・共有化が行われ、校種間における連携は良い状態で進んでいることが伺える。今後も校種間の連携の必要性を教職員一人一人が認識し、子どもたちの発達段階に応じた教育相談を進めていくことが、より一層必要であると考えられる。

ク 今後の教育相談の充実に向けて（質問9：複数選択可）



もっとも多かった回答は「教育相談を組織的・計画的に行う体制をつくること」(43校)
2番目に「学校・家庭・関係機関との連携に積極的に取り組むこと」(37校)
3番目に「教育相談に関する校内研修や事例研究の機会をふやすこと」(36校)
4番目に「スクールカウンセラー等を校内組織に位置づけ、その活用を図ること」(28校)
5番目に「教育相談係が相談に関する、知識・技術の習得に努めること」(24校)が上位を占めている。

これらのことから、担任・教育相談係・養護教諭等が単独で関わり、一人で抱え込んでいたり、職員の教育相談に対する認識が低いことや、教育相談に係わる年間計画を作成し、学校全体で評価する場を設けていないこと等が考えられる。学校における相談活動は、教育活動の全体を通して、あらゆる場面において全職員が関わり、適切な方法によって行われるべきものであることから、校内に、組織的・計画的に相談を行う体制を構築することが重要である。そのためにも、先ず、年間計画を作成し、年度当初に職員間に共通理解を図ることが必要であると共、計画の実施後には学校全体で評価を行い、反省・総括を次年度にどのように反映させていくか等、常に課題意識を持ちながら検討していくことが望まれる。また、ほとんどの学校が校内研修や事例検討の必要性を感じていることから、教育相談に関する研修を校内研修に取り入れたり、外部団体の実施する研修会等へ積極的に参加し、伝達をする場を設定することによって、研修の成果を教職員間で共有が図られるようにすることは重要である。また、事例検討を校内研修の中で実施することにより、生徒理解を深めたり対応の在り方を追求するなどが、職員の資質向上、スキルアップにつながる有効な手法であると考えられる。最後に、「連携」が必要であるとの回答から、「連携について」今後、各機関等の役割や業務内容を明確に知り、相談活動に役立てていく姿勢が望まれる。

宮古地区、関係機関におけるアンケート調査の結果と考察

児童生徒の抱える問題が多様化、複雑化、深刻化、してきている今日、学校単独のみの支援だけでは問題解決が難しい場合があり、前述したような保護者や関係機関との連携が必要であると考える。そこで、本研究では以下の2種についてアンケート調査を行った。

- (1) 宮古地区の幼・小・中・高の教育相談係、又は教頭を対象に「関係機関との連携について」
- (2) 関係機関を対象に「学校との連携について」

得られた調査結果を基に、それらの実態を把握・分析することによって、今後の教育相談活動における連携の在り方について考察を加える。

(1) 目的

宮古地区の幼・小・中・高の教育相談係、又は教頭を対象に「関係機関との連携について」及び関係機関を対象に「学校との連携について」に焦点を当てたアンケート調査を行い、それらの実態を把握・分析することによって、今後の教育相談活動における連携の在り方を考えていくことを目的とする。

(2) 方法

調査年月

平成18年10月

調査対象

調査 宮古地区の関係機関

調査の結果と考察

ア 回収率

	機関	調査対象関係機関数	回答関係機関	回収率
調査	関係機関	23	22	96%

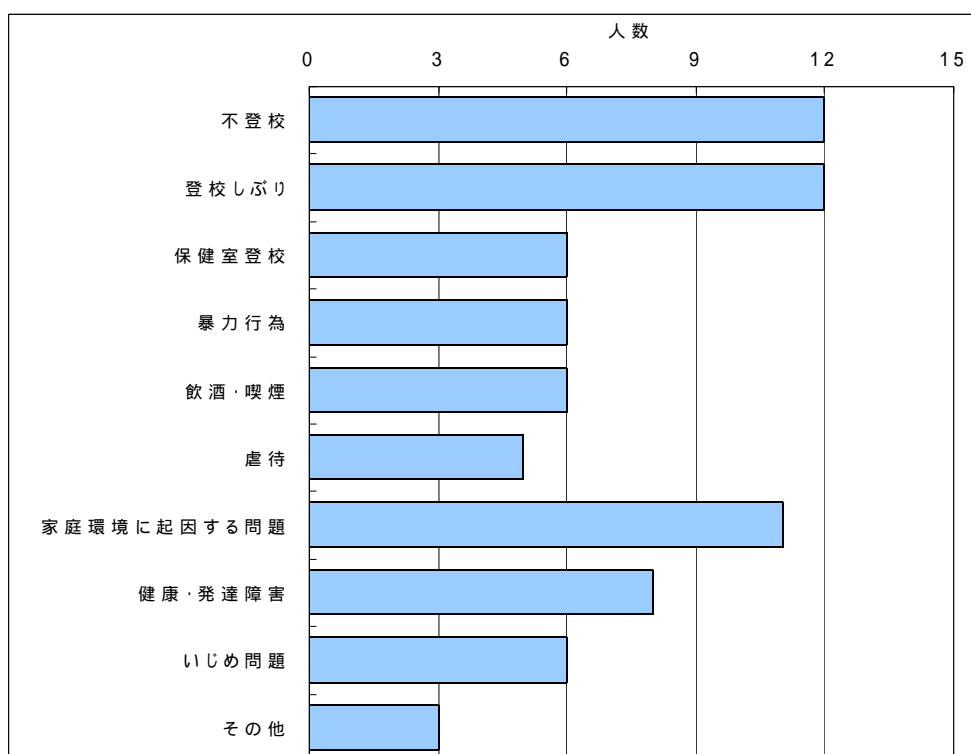
イ 回答した関係機関名（質問1）

<ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市教育相談員（3人） ・宮古教育事務所巡回教育相談員（2人） ・自立支援教室指導員（2人） ・生徒指導推進協力員 ・宮古養護学校教育相談員 ・宮古福祉保健所保健師 ・宮古配偶者暴力相談支援センター相談員（2人） ・生徒のやる気支援コーディネーター ・人権擁護委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートチームコーディネーター ・宮古島市保健師 ・学校医 ・宮古島市女性相談室相談員 ・宮古島市家庭児童相談員（2人） ・宮古島市適応指導教室担当教諭 ・不登校生徒等学習支援者 ・子どもと親の相談員 ・警察
---	---

ウ 学校との連携の有無（質問2）

本研究で行ったアンケート調査結果から、学校と連携しているとした関係機関は100%であった。これらのことから、関係機関と学校との連携は有効に機能していることがわかった。このことは、教育相談に対する学校側の連携意識が少しずつ高まってきていることや、関係機関の受け入れの間口が広がった、つまり気軽に相談できる体制が少しずつ整ってきていることによるものと考えられる。行政側の研修会の効果や、関係機関の努力の結果と言えよう。今後も両者がさらに密接な協力関係を築いていくことで、さらに連携の成果が上がるものとする。

エ 連携した理由（質問3：複数選択可）

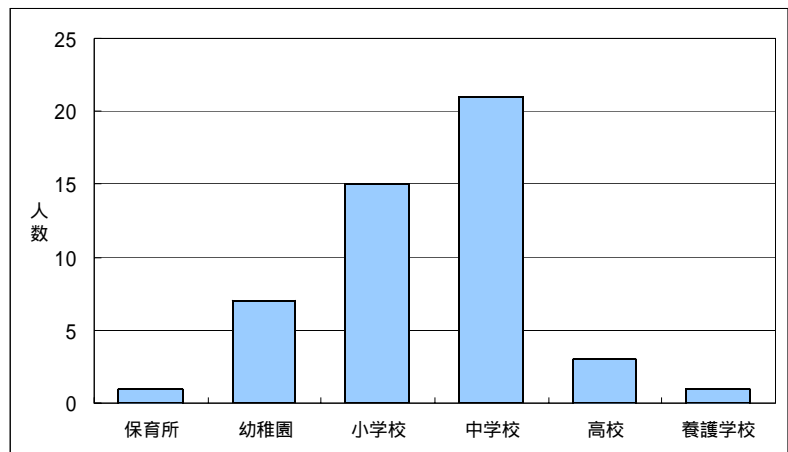


もっとも回答の多かった問題は不登校や、登校しぶり、保健室登校、適応教室登校といったいわゆる適応障害の(31件)で、次いで暴力行為や、飲酒・喫煙、いじめ問題、暴力行為、無断外泊等のいわゆる問題行動(19件)、家庭環境に起因する問題、虐待、養育放棄等の保護者に関わりのある問題(17件)健康・発達障害(8件)の順であった。

これらのことから、心の問題を持つ児童生徒が多く、その問題も多様化、複雑化しているため、教育相談による対応・支援の仕方も難しくなっているのではないかと考える。そこで、関係機関に蓄積された多くの方法、相談事例・実践事例等を学校現場に紹介するための、積極的な情報発信が望まれる。また、発達障害についての教育相談も今後増えてくることが予想されるので、行政側は、関係機関を対象とした研修会を開催し、今後の相談がより効果的に行えるような場を提供する必要もあると考える。

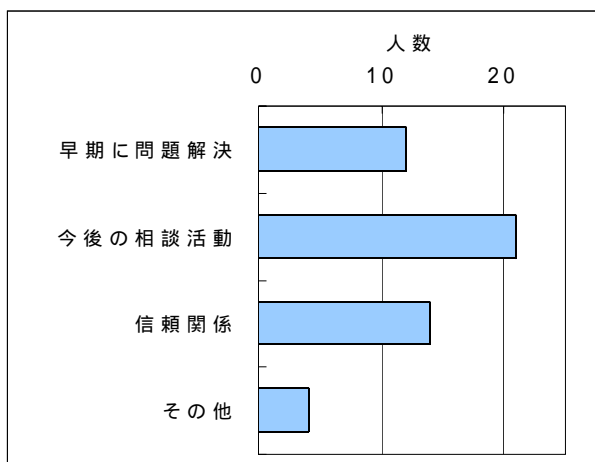
オ 連携した校種(質問4:複数選択可)

連携した校種は、中学校の(21校)が最も多く、次いで小(15校)、幼稚園(7園)、高校(3校)、保育所(1)、養護学校(1校)の順であった。中学校が多い要因として、宮古地区における文部科学省の事業等SC、生徒のやる気支援



コーディネーター、自立支援教室指導員等)のほとんどが中学校に配置されていること、また思春期の多感な時期にいる中学生はややもすると、問題行動に走りやすい傾向があるからなのではないかと推察される。また、一方で小学校における相談件数も少なくなかったことや少数ではあるが保育所との連携もある実態を、見逃してはならない。これらのことから、今後は中学校のみならず全校種を視野に入れた事業の展開が望まれる。

カ 連携して得られた成果(質問5:複数選択可)



もっとも多い回答は、今後の相談活動につながることができた(21件)、次いで保護者・学校との信頼関係が深まった(14件)、早期に問題解決をすることが出来た(12件)であった。いずれの場合も学校と連携をすることによって、相談活動がより深まったことを示しており、連携の有効性を実証できたものと考えられる。また、関係機関間の連携により、専門的立場から支援ができるようになったとの回答があったことは、最初に相談を受けた機関のみでは十分な対応・支援が困難と判断したことを示しており、関係機関の抱え込みを避けることも、問題の長期化

を防ぐことにつながると考える。これらのことは、関係機関における今後の相談活動の在り方を示した重要点であると考え。関係機関も互いの役割や業務内容を熟知し、必要に応じた関係機関間の連携を継続していくことが望まれる。

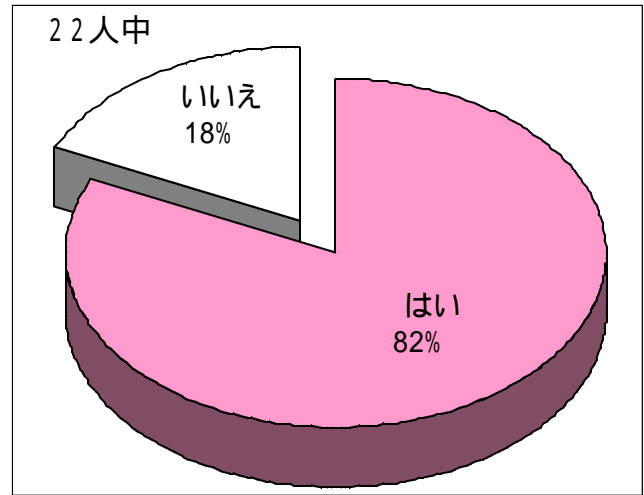
キ 連携上の課題（質問6・質問7）

連携上の課題については（82%）の関係機関が課題があると答えていた。このことから関係機関の役割について、学校側が明確に把握していないために連携に苦慮している実態が明らかとなった。

その一例として、学校から健康増進課へ電話があり「不登校の児童がいるが家庭訪問をして、学校に連れてきてくれないか」との依頼をしたケースがある。この場合学校が健康増進課（保健師）の役割を明確に把握していなかった例であるといえる。

また、担任や、関係職員と連携をとる場合、時間の確保が難しいことや、学校と関係機関のみではなく、教育相談員同志の情報連携・行動連携が必要であるとの課題があった。

このようなことから、連携をより確かなものにし、対応・支援を進めていく上で学校としては、児童生徒に関わるすべての教師が、各関係機関の役割・業務内容を明確に把握し、どの機関と連携をとることが望ましいかの選択能力を身につけることが大切であると考え。また、関係機関においては、明確な役割・業務内容を機会あるごとに情報発信をしていくことも望まれる。さらに、前述したように、関係機関が相互の役割・業務内容を明確に把握し、適切な機関につなぐことも大切な連携の在り方だと考える。



適応指導教室「まていだ教室」（下地庁舎3階）



宮古島市教育相談室（下地庁舎1階）

総合考察

ア 「児童生徒の態様別相談先一覧表」の作成の必要性について

本研究のアンケート調査結果から、それぞれの校種において関係機関との連携が進められていることが明らかとなった。しかし、一方では連携における課題として「関係機関の選択(役割等)」がわからないことを上げている学校は全体の(44%)を占めていた。これは、関係機関の具体的な役割を明確に把握していない教師がいることや、関係機関からの情報発信が不十分なこと等が原因として考えられる。また、関係機関が学校と連携していく上での課題として「関係機関の役割を明確に把握していないために連携に苦慮がある」との回答が多く、学校の課題と、関係機関の課題は一致していた。そこで、連携をより確かなものとし、より良い対応・支援をするためには、関係機関の役割や業務内容を明確に把握し、十分な意志の疎通を図ることが大切であると考えに至った。このことから、宮古地区や周辺の関係機関の特徴や役割・連絡先をまず明らかにする事は急務であると考え。そこで、「沖縄県関係機関の役割について」の資料(2008 宮古教育事務所)や、「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」(2004 文部科学省)をもとに、また関係機関への電話での聞き取り調査をもとに、「児童生徒の態様別相談先一覧表」(表4)を作成することにした。(児童生徒の態様については、アンケート・アンケートの児童生徒の抱える問題を参考に作成した。)この資料を活用することにより、今後のよりスムーズな連携を図ることが期待できる。

表4-1 児童生徒の態様別連絡先一覧表

児童生徒の態様		不登校	登校しふり	保健室登校	相談室登校	いじめ	発達障害	家庭環境	暴力行為	家庭内暴力	飲酒・喫煙	薬物乱用	虐待	非行	自傷行為	摂食障害	性に関する問題	
																		関係機関連絡先
		総合連絡窓																
宮古教育事務所 伊志嶺(72-3222)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮古島市教育委員会 浜川(72-3751)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
スクールカウンセラー(金城・川崎)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮古教育事務所 伊志嶺(72-3222)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
巡回教育相談員(高里・酒間)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮古教育事務所 伊志嶺(72-3222)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
サポートチーム(仲里他21名)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮古島市教育委員会 仲里(72-3751)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遠心指導教室(下地・与那嶺・下地)		○																
まていだ教室(76-6090)		○																
教育相談員(下地・下地・御前露・安藤印)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(76-2740)																		
教育関係	宮古地区特別支援連携協議会(諸方他)						○											
	宮古教育事務所 島尻(72-3222)						○											
	出張教育相談 ゆいみな(諸方・上原)						○											
	宮古教育事務所 島尻(72-3222)						○											
	沖縄県立宮古養護学校 上原(72-5117)						○											
	沖縄県立宮古養護学校(上原)						○											
	(72-5117)						○											
	沖縄県立総合教育センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(教育相談研究部)(098-933-7537)																	
	沖縄県立総合教育センター							○										
(特殊教育課)(098-933-7526)							○											
沖縄県教職員互助会教職員等のメンタルヘルス 金城	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
サイコセラピーオフィス(098-885-1340)																		
日本青少年育成協会	○	○																
(098-900-1162)																		
子育てダイヤル・子ども相談(県教育庁生涯学習課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(098-869-8753)																		

表4-2 児童生徒の態様別連絡先一覧表

関係機関連絡先		児童生徒の態様															
		不登校	登校しづみ	保健室登校	相談室登校	いじめ	発達障害	家庭環境	暴力行為	家庭内暴力	飲酒・喫煙	薬物乱用	虐待	非行	自傷行為	誘食障害	性に関する問題
福祉関係	沖縄県中央児童相談所 (098-866-2900)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宮古島市児童家庭課(本永・須平・上里) (77-4213)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	沖縄県立那覇水学園(児童福祉施設) (72-4960)						○	○				○					
	宮古福祉保健所(福祉班 上里・島尻) (72-3771)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宮古福祉保健所(福祉班 池原) (72-8447)						○	○				○	○		○	○	○
	宮古島市城辺庁舎健康増進課(保健師) (77-7535)						○	○				○	○		○	○	○
	総合支所伊良部(78-6252) 多良間町役場民生課(79-2623)														○	○	○
	心の電話(総合精神保健福祉センター) (098-888-1450)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宮古福祉保健所(精神保健福祉相談窓口) (72-8447)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者地域生活支援センター さぼと (ゆいみなあ) 宮川(74-3719)	※医師の診察・言語訓練・機能訓練等の相談窓口															
警察	宮古島警察署(生活安全課 平良) (72-0110)				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	沖縄県警察本部(少年課)				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ヤングレフォン(098-862-0111) 少年サポートセンター(0120-276-556)				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	暴力情報110番 (098-862-0007)				○			○	○			○					○
司法関係	那覇地方法務局 宮古島支局(砂川・岸善味) (72-2639)				○							○	○				
	子ども人権110番 (098-863-4460)				○							○	○				
	那覇少年鑑別所 (098-863-8821)				○			○	○	○	○	○	○	○			○
	心の相談室(那覇少年鑑別所) (098-863-4606)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	那覇家庭裁判所平良支部 (72-0420)											○	○	○	○		

イ「連携の流れ図の作成」の必要性について

本研究で行ったアンケートの調査結果から、学校が連携をする上で特に課題であると感じている内容として「連携の具体的な進め方がわからない」「依頼する適切な時期が判定しにくい」「保護者への説明がうまくできない」「依頼した後の具体的な進め方がわからない」等が上げられていた。連携が必要とされる問題が生じた場合、どのような流れで、どのような点に留意して連携を進めて良いのか、具体的な連携のイメージ化が出来ていないことが伺える。問題の背景、関係する人数、対応・支援できる内容は事例によって異なり、連携の流れを明確にすることは容易ではない。しかし、連携に対して全体の見通しを持つことが出来れば、問題解決へ至る道筋をつかむことができるものとする。そこで、連携を円滑に進めるために、「連携の流れ図」を作成する必要があると考えた。作成にあたっては、先行する教育相談部研究レポート等を参考にした。(図1)

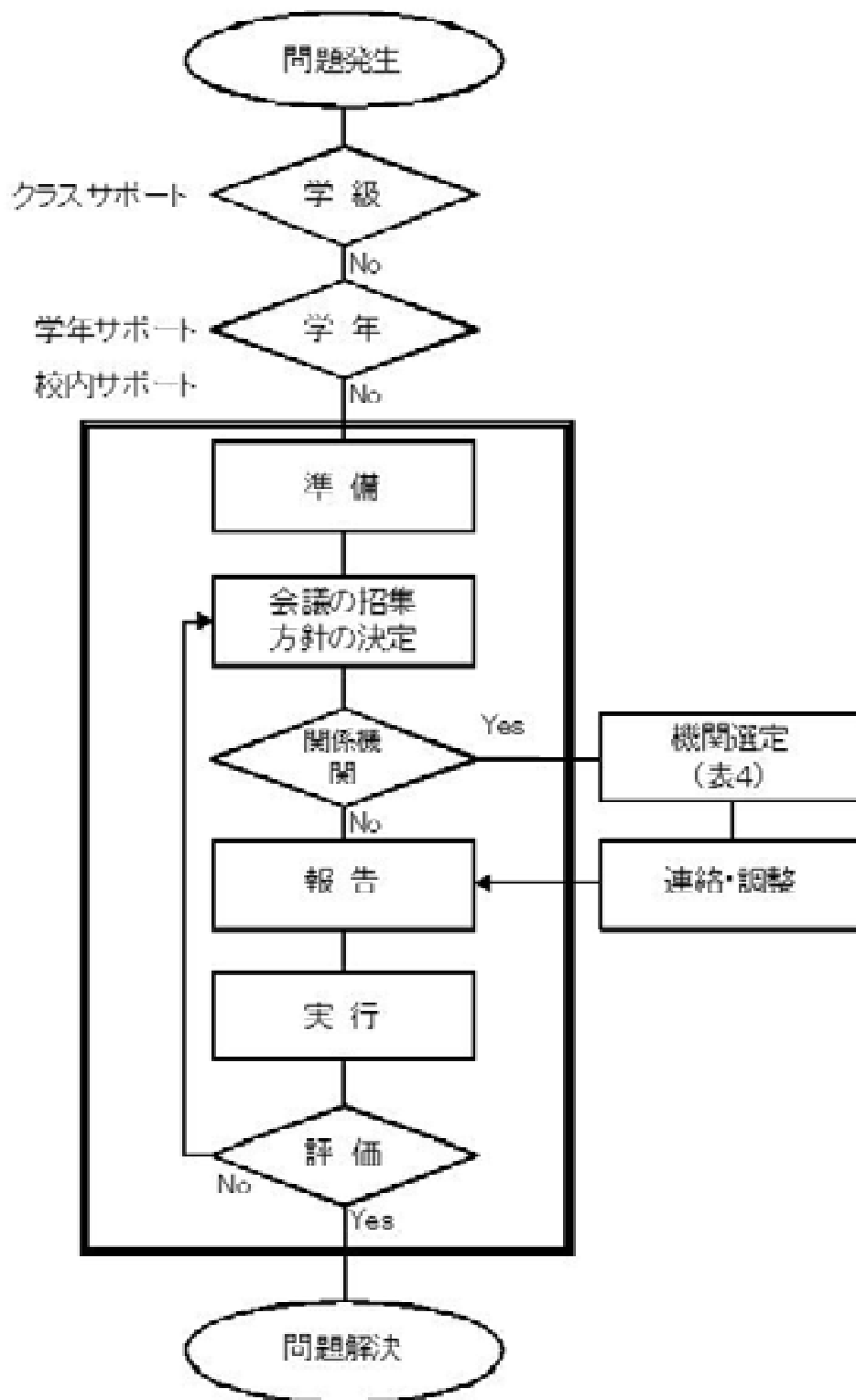


図1 連携の流れ図

問題が発生した場合、第1段階は担任や係の単独の対応・支援で解決に迫ることが出来るかどうかの有無を判断する。問題が発生したら、まずは、対応・支援を試みてから判断をする。つまり、学校が本来果たすべき役割を果たさず、関係機関に依存してしまわない事が重要である。また、緊急を要する問題については即対応する姿勢で臨む。学級担任の単独の対応・支援では無理があると判断した場合、第2段階へ進む。

第2段階は、「学年会で話し合い」の段階である。学年でも解決できない場合第3段階へ進む。

第3段階以降が校内サポートとなる。

第3段階は「準備」の段階である。ここでは校内支援体制(サポート委員会)と調整して対応支援することを決断する。校内サポート委員会開催に向けて、事例の受け入れ判断及び、事例の検討の日程を調整する。

第4段階は校内サポート委員会を開催し、「対応・支援方針を決定する」協議の段階である。ここではまず、事例に対する共通理解をするために、すなわち、児童生徒の抱える問題とその背景、家庭環境、これまでの対応・支援とそれに対する児童生徒の反応の経過を探り、具体的な対応・支援方針を検討する。次に対応・支援者として管理者も含め、担任・関係教師・保護者の役割の明確化を図る。学校単独での対応・支援が難しいと判断したら、第5段階へ進む。

第5段階は「関係機関との連携」の段階である。どの関係機関にするのかを具体的に検討し、連携の方針・連絡調整について決める。

第6段階は、全職員での共通理解を図るための「報告」の段階である。ここでは、職員会議等において、サポート委員会で話し合われたことを担任・または教育相談係より報告をし、意志の統一を図る。

第7段階は、関係機関との連携も含めて、各々の「役割を遂行する」実行の段階である。ここでは実際に、学校・保護者・関係機関が連携を図りながら、また対応・支援の進捗状況について定期的に情報交換を行う等して、児童生徒に対する対応・支援を進めていく。

第8段階は、これまでの具体的な対応・支援が適切かどうかを話し合う「評価(対応・支援方針修正)」の段階である。ここでは対応・支援の成果を評価し、必要に応じて関わりを見直し、今後に向けて対応・支援方針の修正を行う。この第8段階は定期的を実施し、関わりを再度見直すことで、問題解決に迫っていく。

ウ 関係機関との連携上の留意点

関係機関との連携には、学校自体が関係機関の支援を受ける場合、保護者・児童生徒に関係機関の支援を勧める場合、すでに保護者・児童生徒が関係機関に直接相談している場合等、さまざまな形が考えられる。いずれの場合も、プライバシーの保護や秘密保持に十分配慮し、協力し合って、児童生徒へのより良い対応・支援がなされるように十分な配慮が必要となる。すなわち、学校が関係機関を勧める場合には、学校及び担任と保護者・児童生徒との信頼関係が壊れることないように、保護者との面接や交換日記等で、学校や担任の気持ちを丁寧に伝え、保護者の気持ちを確かめながら紹介していくことが大切である。また、初めから、学校が特定の機関を決めるのではなく、それぞれの関係機関の特徴を説明し、決定は保護者に任せるような配慮も必要である。保護者が安心感を持てば、児童生徒にも良い影響を与えることとなり信頼関係が深まることとなる。また、保護者や児童生徒が関係機関に相談に行ったり、相談が継続している場合には、関係機関に全てを一任するのではなく、電話等で関係機関と定期的に連絡を取って、対応・支援の方向性を確認し、見直す必要があるかどうかを常に心がけること、保護者とは家庭訪問や電話連絡をまめに行い、信頼関係の保持に努めること、関係機関には秘密保持の原則があること等を踏まえて対応には細かい配慮が必要があると考えられる。また、関係機関の業務内容や連絡先、担当者の一覧表を準備し、すぐに連絡がとれるようにしておくことや、年度当初に各関係機関を訪問し、顔つなぎをしておくことも大切なことである。

エ 校内支援体制(サポート委員会)の必要性について

アンケート結果で得られた結果から、教育相談を充実させるためには、「教育相談を組織的計画的に行う体制をつくること」と回答した学校数は43校(67%)と高い比率を示していた。このことから、児童生徒の問題が発生した場合、一人で抱え込んでしまう担任や係、または、何の相談もなく、疎外感を感じている係、逆に、何人も任されて苦しんでいる係等の存在が推測

される。

これらの現状を打開するためには、一人ひとりの教師が小さなサインを鋭く見抜く児童生徒理解の力量を身に付けるとともに、担任・係として単独で係わるのではなく、組織として、情報を的確に伝えあう校内組織を整える事や、担任を中心に管理職、教育相談係、養護教諭、生徒指導主任、スクールカウンセラーなどからなる学校での校内支援体制(サポート委員会)が構築されそれが機能化しなければならない。そこで、校内支援体制(サポート委員会)の組織と大まかな流れについて述べる。(学校における教育相談は、学校規模や職員構成、児童生徒の実態等に合わせた学校独自の体制の中で進められることが望ましい。)本研究においては、アンケートの結果を基にして、本校の実態に応じた校内サポート委員会について作成した。

1 校内支援体制(サポート委員会)の目的

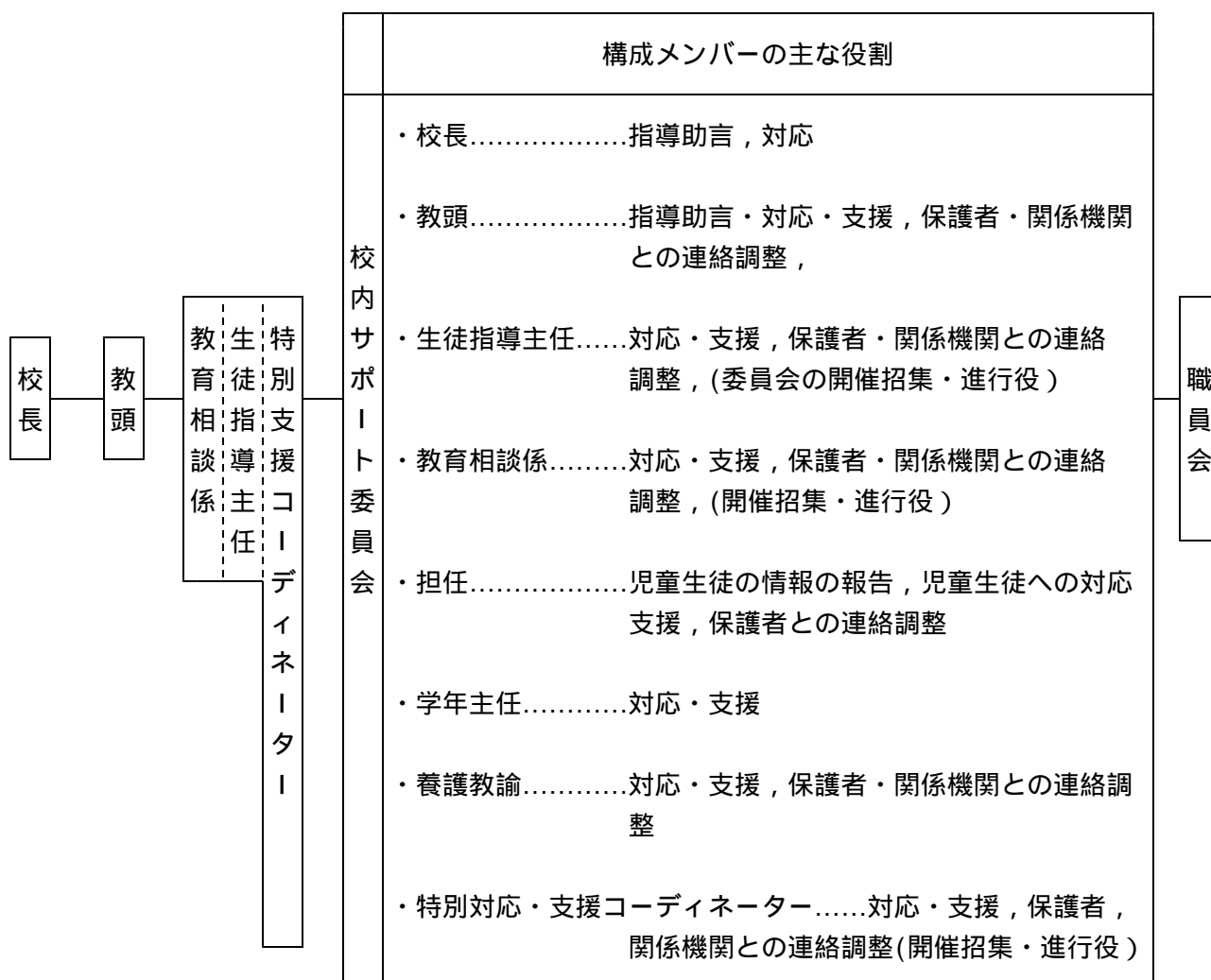
- (1)子どもたちの抱える様々な問題に対し、問題解決のために組織的・継続的な対応・支援を行う。
- (2)不登校や、保健室登校等のいわゆる別室登校児童生徒への直接的な対応や対応・支援を行うことや、担任・養護教諭等に対するサポートを行う。

2 構成メンバー

校長・教頭・担任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談係・特別支援コーディネーター
必要に応じて関係職員(教務・スクールカウンセラー・学校医・関係機関等)

教育相談係や生徒指導主任・特別支援コーディネーターが中心となって会議を招集・進行する。

3 組織図



4 その他

(1) 定期開催(毎月1回が望ましい)

臨時開催(必要に応じて)

(2) 校内支援体制(サポート委員会)の流れについては、連携の流れ図(図1)に沿って実施する。

(2) 本校事例研究の分析

保健室登校児童の事例(小学校5年生・児童Y)

- 担任・養護教諭を学校全体で支え、保護者・関係機関と連携した事例 -

1 児童の実態

本児の家族構成は、父・母・中学一年の兄(不登校・現在は別室登校)の4人家族である。本児は父の転勤に伴い平成17年度4月に転校して来た。前在籍校では、小学4年生より教室に入れず職員室登校やたまに保健室登校するという実態であった。学校を休むことはほとんどなく、主に教頭・養護教諭が対応・支援していた。本校に転校してきた1日目の始業式の日は教室で過ごせたものの、翌日からは教室へ入ることを拒否し、「お母さん好き好き」を教師のいる前で連発したり、母が帰ろうとすると母の服をつかみ泣き叫ぶ等の行動が見られた。担任が声をかけても全く聞く耳を持たず、母にしがみついて離れない状態であった。担任と母との相談でしばらく様子を見ることになった。しかし、本児の行動面での改善が見られないこともあって、担任は対応・支援の見通しがたらず、どうして良いのか困惑していた。

2 校内支援体制(サポート委員会)における経過 (以下、委員会と記す。)

準 例 備 け れ	<p>前在籍校からの情報によると、本児は別室登校をしていたことがわかった。本校に転校してきたことによって生活環境が変わることをきっかけとして、教室へ入れるのではないかと担任保護者も期待をしていた。しかし、逆に状況は悪化し、登校することすらいやがるようになった。さらに登校できた場合であっても、母と離れることに不安があり、母と一緒に登校となったが、母と一緒にあっても教室へ入ることはできなかった。担任は、「朝の会」「帰りの会」だけでなく学級に参加させたいと考え、学級の児童と関わらせることを試みたが、「教室へは絶対に行きたくない」と強く拒否し、教室での生活は厳しい状況があることがわかった。</p> <p>担任から相談を受けた教育相談係(養護教諭)は、管理職と話し合い、担任一人に抱え込ませるのではなくではなく、学校全体で対応・支援をする必要があると判断した。</p>
-----------------------	---

会 議 の 調 整 招 集	<p>教育相談係(養護教諭)が委員会における事例検討をコーディネートし、本児の現在の実態から、早急に委員会を開催することとなった。担任から相談のあった翌日、放課後の時間を利用して開催する計画を立てた。相談係(養護教諭)は校内サポート委員会のメンバーに、口頭で開催の趣旨を説明し、出席の可否の確認をした。</p>
---------------------------------	---

事 例 方 検	<p>司会進行は相談係(養護教諭)が務めた。</p> <p>初めに、担任が前在籍校における児童の実態と、本校に転校してきてからの実態と取り組みを報告した。担任は初任者研修に参加することから、学級を離れることも多く、その結果本児に深くかかわっていないのではないかと、非常勤の先生に負担がかかるのではないかと、という不安をもっていたようである。その後、参加者が全体で協議を行い、当面はまず、学校内で保護者と連携して対応・支援を進める事となり、「保健室登校」が望ましいのではないかとこの</p>
------------------	--

針 の 決 割 分 定 担	討	ととなった。さらに本人や保護者の意志を確認し、それを尊重すること、児童の実態を把握するために必要な情報収集は、必要に応じて関係機関を活用することを確認した。
	役	校内における役割分担は以下のように行った。
	担任	養護教諭と一緒に、保護者と本児に対して、「保健室登校」について説明をし、意志の確認後、「保健室登校」が決定したら養護教諭・管理職と綿密な情報連携・行動連携を図る。委員会での対応・支援の方針を職員会議等で報告し、全職員の共通理解を図る。保護者への連絡はこまめにする。
	学年	学年所属の教師は、協力しながら担任をサポートする。
	管理職	担任・養護教諭・関係職員をサポートする。
	養護教諭	担任・管理職・その他・関係職員との情報連携・行動連携を緊密にとる。必要に応じて、関係機関・保護者と連携できるようコーディネーターの役割を遂行する。担任・相談係(養護教諭)・管理職等と連携し、サポートをする。
生徒指導主任	担任・相談係(養護教諭)・管理職と連携し、サポートする。	

報告	全職員での共通理解を図るため、職員朝会や職員会議の場において、サポート委員会で話し合われたことを担任が報告をした。
----	---

実 機 関 の 行 と 携		今後、本児へよりよい対応・支援を行うため、心身両面からの詳しい実態把握を進めるとともに、関係機関と積極的に連携を行った。
	関係	子どもと親の相談員 4～5月にかけては養護教諭が保健行事で忙しいため、保健行事がある日は相談教室で対応支援をしてもらうことを確認したが、結果としては継続して1年間関わってもらった。児童への対応・支援はもとより担任・母・養護教諭への適切なアドバイスでサポートしてもらった。
	関係	スクールカウンセラー(2人) 児童(2回)と保護者(1回)と別々に面談を実施。対応・対応・支援の方向性をアドバイスしてもらった。同時に「いそがない、3年間教室に行けなかった本児にとってはその倍の時間が必要である」とのアドバイスがあり、とても気持ちが軽くなり、落ち着いて対応・支援に取り組めた。
	関係	出張教育相談 発達の遅れの有無を知るために、毎月1回地域生活対応・支援センターさぼーと「ゆいみなあ」で行われている相談に児童・母・担任・養護教諭と面談しアドバイスをもらった。「発達に遅れはないと思われるが、精神的に幼さが見られる。しばらくは今の状態が続くであろう」とのことであった。発達に遅れがないことの確認ができたので、日々の対応・支援の中で少しずつ母から離すことを試み始めた。

実 行	<p>特別支援地域連携協議会専門家チーム</p> <p>今後の学習指導をどのように進めていくかの方向性を明確にするために、夏休みを利用して養護学校において知能検査を実施してもらう。知能検査の結果から、特に言語性、動作性に問題はないことがわかった。国語と算数において、「何年生の問題だったら自信をもって答えられるのか」を確認すると「国語は1年生」「算数は2年生」ということであった。（学習指導に関しては11月の中旬より取り組んだ。本人がなかなか学習することに意欲がなかったためである。）</p>
	<p>学校医</p> <p>週1回、保健室で対応・支援を行った（絵描き等）。本児は、学校医の来室を心待ちにするようになった。</p>
	<p>巡回教育相談員</p> <p>養護教諭の抱え込みをさけるため、12月から2月まで月1回、本児の学習指導等をサポートしてもらった。</p>

評 役 割 の	<p>全職員が温かい目で本児を見守り、担任・保護者・管理職・養護教諭のほか多くの関係機関が横の連携を密にし、小さな変化に対しても情報交換を心がけ、きめ細かな対応・支援を行った。その結果、宿泊学習への参加、勉強に対する意欲、卒業式への参加等、確実に変容が見られた。特に勉強に対しては、これまで、机に向かうことに嫌悪感をあらわにし、決して取り組もうとしなかったが、「6年生になったら教室へもどる」ことを目標にし、みんなについて行くには勉強が大事だと思うようになり、真剣に取り組んだ。家庭学習もきちんとできるようになった。休み時間には、保健室へクラスの友達が数人遊びに来るようになり、友達との関係も少しづつ広がり始めた。</p>
備 行	<p>一方、本児との関わりから、「父に対する不満」が見られたため、担任・管理職・養護教諭と話し合いを持った。（数回）両親、特に父の本児に対する理解と協力を得るため、校長室で話し合いを持った。父は話し合いを持ったことによって、本児の現在の状態を受け入れることができ、少しづつ関わりを持つようになった。（学校へ迎えにくる回数が増えていった。）父が係わることによって、心理テストで本児の書く家族画にも明らかに変化が見られた。最初の頃は父をお父さんと明記するのではなく名前を書いたり、耳がなかったりしていたが11月頃からは、名前がお父さんに変わり家族と一緒に食事をしている場面を書いたり、家族そろって散歩をしている場面であったりと、父と本児の関係が良くなっていっていることが見て取れた。また、家族の関係も良い状態へ向かっていることがわかった。</p>

3 本事例から明らかになったこと

保健室登校はややもすると、職員間での共通理解がない場合「あまやかし」ととられる事が多く、児童と職員との板挟みに悩む養護教諭も少なくない。本事例では、多くの関係機関と情報連携・行動連携を図りながら保健室登校の対応・支援を行った。全校体制で全職員の共通理解を図り、常に温かい目で本児・担任・養護教諭を支えたことが、本児の変容につながったものと考えられる。以上のことから、関係機関との連携、全校体制で組織的・継続的に相談活動を進めていく細かな点についての有効性が再確認されたと言える。

本児は6年生に進級した（平成18年4月）から教室復帰をしているが、まだまだ継続した対応支援が必要である。

自傷行為のある児童の事例（小学校４年生・児童Ｂ）

- 担任が根気強く保護者へアプローチをし、関係機関と連携をした事例 -

1 児童の実態

本児は、小さい頃に両親が離婚し現在、父と二人でアパート暮らしをしている。３年生の頃は学校を休むことはほとんどなかったが、４年生になり遅刻や休みが目立ち始める。担任は、父に連絡をするが連絡がとれず困っていた。本児の話によると、水道が切られているため飲み水は買ってきて飲み、食事は作らず、コンビニのおにぎりですませ、風呂はたまに祖父宅（母方の）で入っているという。本児は、５月頃から無意識のうちに髪の毛を抜く行為が見られるようになったため、担任は何度も父に連絡するが、やはり連絡が取れない状態が続いた。本児は担任との信頼関係はできており、学校はほとんど休まなくなったが髪の毛を抜く行為はますますひどくなっていった。

担任は教頭に相談をし、教頭と一緒に家庭訪問をしたり、単独で家庭訪問を何度したが、父と直接会って話し合うことができなかった。担任は対応・支援の具体的な方策が見えないため、非常に困っていた。

2 校内支援体制（サポート委員会）における経過

準 例 受 け 備 入 れ		担任は根気強く家庭訪問や電話連絡を行い、本児にも「先生が会いたがっていることや、電話連絡をしてほしいことを父に伝えてほしいこと」を話しするが、父からの連絡は全くなく進展のない状態が続いた。ある日、担任へ祖父から、「諸会費の件はどうなっているのか」の問い合わせがあり、本児の現在の状況、父と連絡が取れないことについて祖父に、話を伝えることができた。祖父から父へ連絡することの確認をした。しかし、いっこうに父とは連絡が取れない状態が続いた。ある日、担任へ親戚のお姉さんという方から電話があり、自分がしばらく面倒を見るとの連絡を受けた。（その件で、学校で話し合いをもった。面倒を見ることに関しては、親戚の方から父へ連絡をして了解をとってあるとのことであった。）学校としては親戚の家から通うようになれば髪の毛を抜く行為もおさまるのではないかと、また、今のところ父とも連絡が取れないため、当分の間、この方に、面倒を見てもらうことを確認した。しかし、髪の毛を抜く行為はますますひどくなるばかりであった。担任は、教頭と相談係（養護教諭）に相談した。髪の毛を抜く行為に対しては、心因性の原因が考えられるので早急に環境を変えることや、関係機関との連携を図る必要があると判断した。
---------------------------------	--	--

会 議 の 招 集	日 程 調 整	その日の放課後すぐに、サポート委員会を開催した。
-----------------------	------------------	--------------------------

事 例 検 討		司会進行は教頭が務めた。 初めに、担任からこれまでの関わりや取り組みについての説明があった。担任の報告や教頭の報告から、本児とスクールカウンセラーと面談を進める方向が望ましいという結論に達した。
------------------	--	--

針 役 の 割 決 分 担 定 担	校内における役割分担は以下のように行った。
	担任 父への連絡を根気強く取ること。場合によっては祖父と連絡を取ること。本児に対して、スクールカウンセラーとの面談を受けるかどうか、意志の確認をすること。意思の確認後管理職・相談係（養護教諭）と綿密な情報連携・行動連携を図る。サポート委員会での対応・支援の方針を職員会議等で報告し、全職員の共通理解を図る。
	学年 学年所属の教師は、協力しながら担任をサポートする。
	校長 担任・関係職員をサポートする。
	教頭 担任と共に、父に対して根気強く連絡をとったり、家庭訪問をしたりする。関係職員との連絡調整を図る。
	養護教諭 カウンセラーや関係機関との連絡調整を図る。担任・管理職・関係職員と綿密な情報連携と行動連携を行う。
生徒指導主任 担任・相談係（養護教諭）・管理職・関係職員と連携し、サポートをする。	

報告	全職員での共通理解を図るため、職員朝会や職員会議の場において、サポート委員会で話し合われたことを担任が報告をした。
----	---

実 機 関 の 行 連 携	関係機関との連携においては、学校が関わる以前に、本児の叔母（母親の妹）から福祉保健所の母子担当へ相談へ行ったとの連絡が祖父より担任へあった。急遽、担任・管理者・教育相談係（養護教諭）と話し合いを持った。その結果、教育相談係（養護教諭）が福祉保健所の母子担当の保健師さんへ電話することになった。（電話することに関しては、祖父の了解済み）。保健師さんの話から、叔母は保健師と本児は臨床心理士と1回の面接が実施されていたことがわかった。教育相談係（養護教諭）は保健師さんからの情報を担任・管理職に報告し、今後の方向性として福祉保健所と連携をとることを確認した。
	福祉保健所母子担当 と 月1回の面談では叔母との相談を担当している。学校としては次回の面談日を確認をし、面談が実施された翌日に電話をして、学校での本児の実態や現在取り組んでいる状況を報告し、対応・支援の方向性を確認する。この作業は現在も進められている。
	臨床心理士 連 携 月1回、本児と面談をしているが、学校としては保健師さんを通して、連絡調整を行っているため臨床心理士との直接的な係わりはない。

役 割 評	担任の思いを受け止めた祖父が、父と会う機会を作ってくれた。その場では父・祖父・担任教頭・相談係（養護教諭）で約1時間近くにわたって話し合いをすることができた。（学校において）。話し合いの結果、しばらくは祖父の家で預かってもらうことになった。環境を変えたことが功を奏したのか、本児は精神的に落ち着きをとりもどし、髪の毛を抜く行為は次第に少なくなっていく。現在は髪の毛もはえて元気に学校生活を送っている。「今日はお父さん
-------------	--

おい子先生との思い出
 ほくは、宮古島の平一小学校へ入学して来ました。×のときはまだ×とうとうた、たので、ほけんしつとうとうしました。×のとき出金、たのかおい子先生でした。きょうと府にいたときは、プリントに勉強したのであまり楽しくなが、たけどおい子先生はプリントをノートに、きおいにはあってくまたのです。くう本しかたです。

勉強をやりたいくないときは、ドライブに行きました。でこかにしゅ、ちょうに行、たときはプシゼントを買、てきてくおました。プシゼントは家にだいいにかざ、てあります。おい子先生のはなしをきいて、かだいいだ、ときうこやきしりました。スして、も年生にな、たらがんば、て教しつへもどり、きき、うでたたちまできて、たのしくがんば、ています。

息子とともに歩んだ一年

1 平一小学校へのスタート (信頼感)

平成15年、小学校3年の息子がう学期から不登校に
 まりました。平成17年、5年生になると同学期、主人
 の転勤により、4月には、宮古島へ引越して来ました。
 長い間の不登校で、お達親子は共に苦しい日々を
 連続でした。正直言、て、当時の私は嫁として妻として
 母親として、おべてを抱え疲れき、ていました。
 その頃のこを思い出すと、ぞうとします。息子が切れ
 キャアーと悲鳴をあげたりする、うのほい、こしようお
 くんた、どし、かまんするのせでした。そんな気持ち
 散せせる場もたくすはたまる一方でした。
 そんな矢先、平一小学校への転入とあって、不安は
 募るばかりでした。その上、見知らぬ土地での生活環境
 の中へ飛び込んでいくには勇気が入りました。
 「どうか、おん子が立ち直、て、すくすく育、て、い、うよう
 といいの中、祈りは、か、平一小、門をくぐった入、す。
 最初は、校長先生、保健、先生と話し合いました。
 話して、いるうちに、初対面とは思、え、好い、ふいんき
 の中、おは、これまで抱え込んで、胸につか、え、こ、り、た
 のか、これ、いく、よう、は、気持ち、に、な、りました。しかし
 自分の苦しさは消、えても、息子が同じ状態、だ、つ、ら
 じ、う、しょう、という不安は消、え、ません、でした。息子は
 親、の不安を、自分、に、受け、と、り、こ、います。心の中、の不安、を、取
 り、除、く、のは、親、は、か、に、不安感、を、伝、染、せ、せ、こ、しま、う
 親、失、格、です。

案の上、転入当時の息子は登校を拒否し、学級担任にも心配をかけたいました。教室へ入れず私からなとときも離れようとしないので、保健室登校させてもらいました。

朝になると、登校を嫌がる息子と葛藤です。私は無理に車の中へ誘い、登校して、一緒に保健室で過ごすしたりして、保健室がわが家になつてしまいました。それでも先生は嫌な顔一つ見せず息子と私を全身全霊で受け入れてくださいました。

息子が切れて、大声でわめいたり物を投げる、けるの状態になると、校長であろうと臨床心理の専門家の先生であろうと、手が出せないくらい、さねきたてました。

その時間が過ぎると、R先生は息子を抱きしめて、共に泣いてくれました。泣いたり、笑ったり、抱きしめたり、R先生も葛藤の日々でした。

抱きしめる行為に、息子は「切れない」と誓っているような表情をします。しかし、また「切れる」日をくり返していました。先生に申し訳ないと思っ

ているとR先生は「Yがいるから私は元気でいられるんですよ。Yは私の励みになつているよ。勉強になつてます」と言う言葉をいつもかけてくださいました。その言葉を聞いたひん、ありがたいと思うと共に「よし、私も母親として、がんばらなくちゃあ」と決心したりしました。

こうして、信頼感が深まってきました。息子と先生の間柄は「Rチルドレン」という愛称すら誕生したのです。

2 母親として学んだこと(親の変容は子どもの変容となる)

(1) 母離れしない子の手だての一つに、先生が息子に質問しているのに私が答えたりしていたので、その習慣を立ち切るようにしました。

私がつい答えようとする時R先生は「お母さんじゃないでしょ」と厳しくさえぎって「Yどうぞ」と本人自身の言葉を聴こうとしました。

長年の習慣が直ってくると、息子は自分自身で答えるようになっていきました。母離れしないのは私の子離れしないのではいかと自分をふりかえって見る心のゆとりができてきました。

(2) 母親と子離れの時間帯

私達母子は登校してすぐと一緒にいましたか、1時間離れる、2時間、3時間、4時間と時間を延ばし、離れる行爲をとりました。こうして離れるとき泣き出していた子が母親べったりの生活習慣から抜け出していききました。

(3) 父親の変容

仕事から正義感の強い厳格な主人は「子供はこうあるべき」といった規範めいた言葉で叱るのみ。意見のくい違いから口論が断えませんでした。しまいには子供を責めるといった日々が続き、息子は父親を怖がり、ますます反抗するようになります。とうとう主人も学校へ足を運んで話を聴いたりしているうちに息子も受け入れるようになります。海へ連れて行ったりもしました。また、学校の作業等にも夫婦で参加しました。運動会には夫婦ともPTAの選手にやり走りしました。息子は私達をいっしょにけんがいに応援し、私達二人は、息子が走ると必死で応援しました。三人が意気投合したのである。

(4) 息子と私のいきかいかつくる(集中できるもの)

私が身心ともに疲れきって意気消沈しているとき、R先生に折紙でいろいろなものを作ってあげるように勧められました。息子と二人折紙でいろいろなものを作りました。そのうち息子は集中力がついていきました。一方私はすっかりはまってしまい夜中まで夢中になつて折り続けました。心配ごと、苦しいこと、嫌な気持ちなどが消え去って、主人とのいさかいもひく考えごともしなくなっていきました。

むしろ折っているときは幸せを感じ、生きかいはなつていきました。息子と二人で折る「折紙体験」が喜びを生み出してくれました。掲示物を折紙で作って校長室、クラスにプレゼントする喜び、保健室の壁 いっぱいに飾ったりしました。それを見に来てくださいました先生方にほめられて喜ぶ息子は自分の存在感を抱くようになつていきました。

(5) 1年生との交流体験

ある日1年担任の先生から「おり紙教室」で息子と二人講師に呼んでもらえないか」との依頼がありました。驚きました。息子も私たちも私のように幸せな気分になってくれるならと思いやってみることにしました。日程が決まりいよいよ1年生の教室へ出向きました。かれこれ1年生の前で、希達親子は最初緊張していました。子供一人一人の作業に入った段階で不思議な現象に出会いました。息子が習いに来た子に折り紙を説明していることはありませんか。ほほとまっかにして。

その後全体朝会で体育館へ行くと1年生の子供たちから「Y兄 Y兄」と名前を覚えられ声をかけられました。私も「Y兄のお母さん」と呼ばれてうれしかったです。息子も私たちの笑顔はとてお宝物になりました。自分の子の笑顔もお宝物になりました。その笑顔、この子から消してはいけないうた、くじけず、かんぽるいこを心を新にしました。

3 担任の先生との交流

明日の日程を聴いて、自分でノートにメモして保健室に見て、ノートを見せたり説明したりするように配慮はさっていました。最初は「絶対いやだ」と言っていた息子が走って行くようになりました。給食も自分で選ぶようになりました。廊下や保健室のそらじもするようになりました。

4 校長先生との交流

保健室でR先生が教科指導(国語と算数)もして下さいました。R先生は家で小学校の教員をたがっている夫が習ったりして、勉強がスムーズに行くように教えていただきました。また息子もからりとじめめたいように配慮して校長先生と話をしたり遊んだりコミュニケーションをとっていただいたりして気持ちも落ちつかせていただきました。校長先生がこのように接してくださるほんて思っても見ませんでした。このことも息子にとって初体験の貴重な体験です。校長先生へ朝のあいさつ帰りのあいさつも日課とほってましました。

5 「子どもと親の相談室」の出会い。

火曜日と金曜日には、子供相談がありました。R先生は、母のような方で子供は、孫のように接していただき、ある時は、勉強も教わり、運動もいっしょにしていただき、いっぴいの人とのコミュニケーションを回っていました。休み時間に行くと6年生が交互に「子どもと親の相談室」へやってきて「Yくん、嬉ほら」と言って、一緒に遊んだりして親になつていきました。時には大勢の子ともかやこきてにぎやかほふいんきに包まれました。また同級生の子とも達も「理科室へ行こう」と誘ったりして声をかけてくれました。

悩んでいる時は親身に話を聞いていただきました。そして多くのことを語りました。

「人は一人では生きては行けはい。さああって、心とともにおおらみ、愛情を持ち人の気持ちをわかってこそ人間」といふと、肩切に感じました。

最後に1年間保健室登校していた息子が「ぼく6年生から教室へ入ってがんばるよ」と自分から言えるようになりました。

今、R先生の配慮で多くの先生方との連携をとり、前へ前進しました。

またまたこれからですが息子と共にキャッチボールを続けながら成長していきたいと思います。毎日笑顔をやさしいように家族ともすごしていきたいです。

(3) 児童生徒実態把握のためのチェック票

関係機関との連携の実態等を取り入れた個別のチェック票を作成した。

表5 児童生徒の実態把握のためのチェック票

() 月

名前	性別	男・女	年 組	番	記入者
今月の欠席日数	日	4月からの累計欠席日数	日	昨年の欠席日数	日
欠席の理由	病気() けが() 不登校傾向が見られる 保護者が病気であると言っているが登校しぶりが見られる 集団になじめず些細な理由で、学校を休む傾向がある その他() 不登校 経済的理由により保護者が登校させない。 保護者に登校させる意志がない その他()				
	保護者の対応	連絡なし 保護者から学校(担任)に連絡あり 電話で欠席の連絡あり 友達や兄弟を通して連絡あり その他()			
学校保護者との連携	本人及び保護者と連絡がとれない 担任が保護者に電話連絡をした 担任が家庭訪問をして、保護者と話をした 担任が家庭訪問をして、本人とかかわった 担任以外(養護教諭等)が本人とかかわった 印刷物等を家庭に届けた(誰が:)				
校内の連携	校長 学年主任 教頭 養護教諭 生徒指導主任 担任 教育相談係 その他() 特別対応・支援コーディネーター				
	関係機関との連携	SC 児童相談所 巡回相談員 市児童家庭課 市サポート委員会 漲水学園 市教育相談員 福祉保健所 適応教室へ通級 保健センター 特別支援地域連携協議会 宮古警察署 その他()			
対応・支援の実際		児童・生徒の様子			
	本人の性格 まじめである 些細なことに敏感に反応する 孤立感がある 内向的である 緊張しやすい 自己中心的である 幼稚さがある 楽観的である				
		登校に対する本人の意識 すごく強い 強い 弱い すごく弱い			
		登校に対する保護者の意識 すごく強い 強い 弱い すごく弱い			
		非行傾向があり、1ヶ月間に次の行動をとったことがある 茶髪 飲酒 喫煙 自傷行為 万引き 暴力行為 恐喝 深夜徘徊 家出 不純異性交遊			
		軽度発達障害の傾向 ある 傾向がある 診断されている			
		その他 学業不振 過去にいじめられた経験あり 過去にいじめ側だった経験あり 虐待の可能性はある 家庭生活に急激な変化がある 親子関係にトラブルあり			

研究の成果と課題

児童生徒の抱える問題の解決には、学校・保護者・関係機関との連携は必要不可欠であるとの視点から、宮古地区の幼・小・中・高・関係機関の連携の実態を把握し分析した。さらに本校の事例を分析することによって連携の在り方が確立されより充実した教育相談活動ができるのではないかと考え、本研究を進めてきた。以下、本研究の成果と課題である。

1 成果

- (1) 幼・小・中・高対象のアンケート調査・分析から「児童生徒の態様別連絡先一覧表」「連携の流れ図」「連携の留意点」「校内支援体制についての組織」を作成することができた。
- (2) 関係機関対象のアンケート調査・分析から「関係機関間の横の連携」の重要性がわかった。
- (3) 本校の事例を連携の流れ図に沿って分析した結果、連携の有効性が再確認できた。
- (4) 児童と親の手記から、連携の必要性が実証された。
- (5) 児童生徒の様子や校内・保護者・関係機関との連携の実態把握のための、個別のチェック票を作成することができた。

2 課題

- (1) 作成した「児童生徒の態様別連絡先一覧表」「連携の流れ図」「連携の留意点」「児童生徒実態把握のための個別のチェック票」を有効に活用していくこと。
- (2) 校内支援体制(サポート委員会)を日常的に機能化させていくこと。

おわりに

日頃の職務の中で、子どもたちが、教師が、親が保健室へ相談に来室します。それぞれに複雑な事情があり、個人での対応だけでは、なかなか解決が難しい事例が多くなってきています。そこで、学校・保護者・関係機関との連携を図ることが、問題解決につながるのではないかと考えました。問題解決や、方向性を見いだすためには、宮古地区の幼・小・中・高・関係機関の連携の実態を把握し分析することや、これまで本校が進めてきたささやかな実践事例を分析し、児童生徒を対応・支援するための連携の在り方を明らかにすることが必要であると考え、本研究を進めてきました。その結果、前述した成果と課題が明らかとなりました。得られた成果を各学校が、自校の実態及び事例に合わせてさらに工夫を加え、活用していただければ幸いです。

この研修で得た成果と課題を常に心にとめて人間関係の基礎となる「信頼」を築きながら、保護者・関係機関と連携を深め、子どもたちが「学校は最高」「学校は楽しい」と思えるような心に響く対応・支援をしていきたいと思えます。

最後になりましたが、研究を進めるに当たり、アンケート調査へご協力していただいた先生方、関係機関の皆さん、研究レポートにアドバイスをしていただいた琉球大学の緒方茂樹教授、講話をしていただいた宮古教育事務所の伊志嶺吉作教育相談員、饒平名和枝指導主事に、心から感謝申し上げます。

この6ヶ月間「心地よい緊張感」を持ちながら、また、第一期生としての心地よいプレッシャーを感じながら、充実した研究期間を無事に終えることができました。研究室から眺める与那覇湾は最高でした。恵まれた環境の中でゆとりをもって研究をさせていただき、所長をはじめ研究所の関係職員の皆様に深く感謝いたします。本研究で得た成果を学校現場に持ち帰り、新しい時代を担う大切な私たちの財産である子どもたちのために、役立てていきたいと思えます。ありがとうございました。

<主な参考文献・引用文献>

- 高野清純・國分康孝・西君子編 2003 『学校教育相談カウンセリング事典』 教育出版
栗原慎二編 2005 『新しい教育相談の在り方と進め方』 ほんの森出版
日本教育カウンセラー協会 2005 『教育カウンセラー標準テキスト』 図書文化社
日本学校教育相談学会 2006 『学校教育相談学ハンドブック』 ほんの森出版
小泉令三編 2006 『図説 子どものための適応援助』 北大路書房
学校と関係機関との行動連携に関する研究会報告 2004 『学校と関係機関等の行動連携を一層推進するために』 文部科学省
『学校教育相談の充実に関する研究』 2004 愛知県立総合教育センター教育相談研究室
『学校教育相談に関する調査研究』 2002 静岡県立総合教育センター教育相談部
杉浦守邦著 1996年 『ヘルス・カウンセリングの進め方3』 東山書房



(Y の学習の足跡)

